

令和4年第1回邑楽町議会定例会議事日程第2号

令和4年3月9日（水曜日） 午前10時開議  
邑楽町議会議場

第 1 一般質問

○出席議員（14名）

1番	島田時男	議員	2番	佐藤富代	議員
3番	小久保隆光	議員	4番	黒田重利	議員
5番	大賀孝訓	議員	6番	瀬山登	議員
7番	松島茂喜	議員	8番	塩井早苗	議員
9番	原義裕	議員	10番	松村潤	議員
11番	神谷長平	議員	12番	小沢泰治	議員
13番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
半田康幸	副町長
藤江利久	教育長
関口春彦	総務課長
橋本光規	企画課長
横山淳一	税務課長
松崎嘉雄	住民課長
山口哲也	安全安心課長
橋本恵子	健康福祉課長
久保田裕	子ども支援課長
吉田享史	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
小林隆	商工振興課長
齊藤順一	都市建設課長
築比地昭	会計管理者 兼会計課長
中繁正浩	学校教育課長
田中敏明	生涯学習課長
天谷豊	農業委員会会長

---

○職務のため議場に参加した者の職氏名

石	原	光	浩	事	務	局	長
内	田	知	栄	書			記

---

◎開議の宣告

○松村 潤議長 これより本日の会議を開きます。

[午前10時02分 開議]

---

◎一般質問

○松村 潤議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

---

◇ 大 賀 孝 訓 議 員

○松村 潤議長 5番、大賀孝訓議員。

[5番 大賀孝訓議員登壇]

○5番 大賀孝訓議員 議席番号5番、大賀孝訓です。通告によりまして、一般質問を行います。

毎日テレビを見ていますと、ニュースの時間はすべからくウクライナ問題とオミクロンのコロナの問題と2つがメインになっております。しかしながら、昨日も議会で議決しましたように、ウクライナ問題については非常に遠くの問題でありますけれども、私どもの身近なところにひしひしと迫っております、いろいろな問題が。ガソリン価格の高騰の問題、天然ガスの問題、小麦の問題等、様々に遠いところの国の戦争が私たちの生活にも影響を及ぼしております。恐らくこれからはいろいろな物価の値上げが予想されます。燃料代一つ取ってみても、輸送コストの高騰から、恐らく流通経路に大きな負担がかかってくると思われれます。また、食料問題にしても未曾有の高騰が予想されておりますので、かなり私たちの生活にも大きな問題になってくると思われれます。

オミクロンの新型コロナの問題に関しても、症状が軽いとかなんとかということでありますけれども、そんなことはありませんで、死者、重症者は毎日多数出ております。というふうに非常に私たちの生活は、今や世界的な危機に及んでおります。非常にこの問題は危惧する問題であります。

しかしながら、私たちの足元をよく見てみると、毎日のようにマスコミでは子どもの虐待死の問題も多く取り上げられております。子どもたちが幼い命を親の手によって、虐待によって殺されるという問題が非常に大きな問題となっており、私たちも心を痛めるところであります。少子化だの何だのと言われる昨今ではありますが、とんでもない事態が私たちの身近なところで起こっております。

そこで、本日は子ども家庭センターについて全体的な質問を申し上げます。今の日本の現状は、子どもたちの子育て環境をいかによくするかということは大きな問題であります。ともすると高齢者の問題、あるいは老人問題について大きく取り上げられるのですが、いわゆる選挙権を持っている高齢者の人たちは非常に政策面でも優遇をされておりますが、子どもたちは非常にこういった

恩恵にあずかれない。物が言えない。選挙権がないからであります。全国的には選挙権を持っている高齢者に手厚い保護がされておりますけれども、これをシルバー民主主義とも言うのでしょうか、いわゆる発言力がある、選挙権がある人たちは物を言えるのですが、なかなか子どもたちは自分たちの身の回りに起きていることに関して発言ができないというのが大きな問題であろうかと思っております。

そこで、政府もやっと思い腰を上げまして、いわゆる子育て世帯の優遇をどうしていくかと、子育て世代をどうするかということにつきまして思い腰を上げているところだと思っております。いわゆる子育て世代包括支援センター、母子保健法では母子健康包括支援センターというのでしょうか、これらの問題も起きておりますけれども、いわゆる子育て世代包括支援センターについては、平成26年から妊娠出産包括支援事業と、平成27年から子ども・子育て支援制度の利用者支援や子育て支援などを包括的に運営する機能を持たせたものを、政府として日本一億総活躍プラン、平成28年ではありますが、日本一億総活躍プランというものを掲げまして、平成32年末までに全国展開を目指すようなことがされております。

それから、市町村においては、子ども家庭総合支援拠点をきちんと設立していくというふうなことが、昭和28年の児童福祉法の改正によって規定されております。今までは、この2本立てでやる予定でありましたけれども、まだまだなかなか市町村の子ども家庭総合支援拠点については設立が少ない状態であります。近隣では館林市、太田市なども本年4月から子ども家庭総合支援拠点をきちんと機能させていくということで、予算化はされております。隣の大泉町においても、来年度、令和4年度の主要事業の中に、子ども家庭総合支援拠点の事業として251万1,000円が計上されております。

この辺について、町長にお伺いいたします。いわゆる全国的に子どもに対する施策があまり具体的ではありませんでしたけれども、本町においては今後どうやって子ども家庭教育総合支援拠点開設について考えているのか、お伺いをいたします。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 子ども家庭総合支援拠点については、今議員のほうからのご質問をいただきましたけれども、町として現在は子ども支援課の児童福祉係、それから健康福祉課の子育て世代の包括支援センター、そして学校教育においては生徒指導の指導員等を中心に、この問題について現在も進めているところでもあります。したがって、このそれぞれの持っている分野について、統一的な意見ということが非常に大切だというふうに思っておりますので、国が示している子ども家庭総合支援センターの拠点というの、そういうことにつなげるような考え方ではないかと思っております。したがって、町としてはこれらの3課にまたがる場所の子どもに対する施策ということを十分研究をしつつ、そして不足の部分があれば、それを補完し、補う中で国が求めているよう

な子ども家庭総合支援拠点センターということにつながられるような状況ができればというふうに思っております、町として現在も国で言っている部分については、ある意味既に行っているところでもあります、これをより専門的に進めるように担当課をして調整をしていく、そしてそういった問題に対して、より早く改善、問題の状況を把握して進めていくことが子どもへの健全育成につながっていくのではないかと、このように思っております。

○松村 潤議長 大賀孝訓議員。

○5番 大賀孝訓議員 分かりました。3課にまたがって総合的に進めるということですが、重ねてお伺いいたします。この事業の、その前に今言った子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合拠点事業をきちんと明確にしておいて、それをまとめて子ども家庭センターをつくっていくというのが政府の方針でありましようけれども、ここの主管課は一体どこになりますか。これだけ明確にお答えください。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 ただいまも考え方を示させていただきましたが、現時点では子どものいわゆる中心となる主管課ということについてはまだ取り決めておりません、これからそういったいろんな問題があると思います。したがって、それを研究する中で設置をしていくということにつながっていきたく。現時点では主たる担当課ということはまだ決まっております。

○松村 潤議長 大賀孝訓議員。

○5番 大賀孝訓議員 政府のほうにおいても、こども家庭庁を令和5年から発足させるということですが、本町においてはどこが主管していくか、どこが主体的に進めるかということも決まっておらないということでご理解してよろしいですか。いわゆる中心となる進めていくべき課の主体がまだ決まっていないということでありましようか。でも、もう既に館林市、太田市、大泉町は、主管課は聞いておりませんが、子ども家庭総合支援拠点事業について、もう4月、来月から進めていくということでもありますけれども、本町はどこの課がやるかもまだ決まっていないということでご理解してよろしいですか。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 子どもの家庭総合支援の拠点ということでもあります。したがって、先ほどお答えをさせていただきましたけれども、その問題が、例えば保健センターに設置されている子ども・子育て支援センターですか、包括支援センター、これは妊婦さんから子どもさんまでの幅広い事業を取り組んでおりますし、子ども支援課のほうではいわゆる先ほども話が出ましたけれども、児童の虐待といいますが、そういうところまで進まないような形で県の児童相談所との合議を持った中で、いろいろ子どもに対しての健全育成に努めているというような形です。そして、小中学校へ

行きますと、やはり子どもたちのいじめの問題ですとか、いろいろあるわけですので、複合的な問題を抱えているということをつつまとめるということになりますので、そういう点ではそういったいろいろな問題を把握した中で、そして中心的に実施する、担当する課ということは、今後早急のうちに決めていくということが必要だというふうに思っておりますし、そのように考えていきたいと思っております。

今一番問題となるのは、子ども支援課のほうでいろいろ子どもの家庭の問題等の相談業務が多くなっておりますので、あるいはその部分が一番対象としては必要になるのかなと思っておりますけれども、現在のところではまだ詰めておりませんので、大変申し訳ありませんが、早急のうちに、国が令和5年と言っておりますけれども、それまでには詰めていきたいと、そのように考えております。

○松村 潤議長 大賀孝訓議員。

○5番 大賀孝訓議員 町長、ほかの課長もそうですけれども、令和5年といたって、もう来年度のことですから。時間はあまりないのです。きちんとこの辺でいわゆる子ども家庭センターの設置に関してタイムテーブルをきちんと決めておかないと、来年から発足できないですよ、きっと。ほかの近隣の市町村でもきちんと予算化までつけて、もう今年の4月からやると言っているのです。けれども、本町はまだ主管課も決まっていない。ということは、どこで何をするか決まっていないのですよね、この子どもの子育て問題について。非常に危惧するところであります。

したがって、やはりどこの課が主管になるか、どこが中心になるか、どこが予算化していくか、これらについて明確な考えを持っていないと、皆さん、恐らく本町の子ども施策の問題が遅れていくのではないかと、非常に心配をされます。ですから、何も決まっていないと、本町は。主管課も決まっていないと。総合的にやるのは分かっています。各課横断的にやるのは分かっています。しかしながら、中心となって進める課をきちんと決めていかないと、やはりこういった大きな問題、これはなかなか決まっていけないです。

国は、全市町村に子ども家庭センターを設置して、今町長が言ったように各課で横断的に取り組んでいる課題を一まとめにして、一つの事業として進めてほしいということをおっしゃっています。この新しい考え方に対して、町は今後どのようなタイムテーブルで考えているのかも聞きしたいと思います。

○松村 潤議長 半田副町長。

〔半田康幸副町長登壇〕

○半田康幸副町長 機構改革を担当いたしました立場から答弁をさせていただきたいと思っておりますが、まず子ども家庭総合支援拠点の所管ということでございますけれども、これは機構改革の中でも大賀議員がご指摘されたような子育て世帯包括支援センター、それから子ども家庭総合支援拠点、そして現在子ども支援課のほうで実際に事務局を担当して、具体的なケースに対して対応しております要保護児童対策地域協議会、これらを一体的に進めていく必要はあるだろうというような議論は

何度もさせていただいたところでございます。

それぞれの所管に分かれていることのメリットも当然、例えば子育て世帯包括支援センターで言えば、ゼロ歳から未就学児の乳幼児健診の中で、具体的な問題事例等を発見するということにもなりますし、また子ども支援課が所管をしております特に幼稚園、保育園については、毎日保護者と接触がある中で、問題的事例があった場合に即座に発見し、迅速な対応が取れるというようなメリットもございます。そういったメリット、デメリットそれぞれある中で、最終的には議員がおっしゃるような一体的な運用が必要だろうというようなことでは確認をしてきたところです。

当面の問題としては、まず子ども家庭総合支援拠点を整備をして、そしてやがて家庭センターのほうに統括をしていくというような考え方について議論をしております、この子ども家庭総合支援拠点については、子ども支援課が所管をするということは、これは機構改革の中で明確に確認をしております。

ただ、まさに議員がおっしゃられるように国のほうでその家庭センターの動きがかなり急になりました。当初の予定では、子ども支援課の中にこの子ども家庭総合支援拠点をまず整備して、やがて一体的な運用を目指していくというような方向性で機構改革の中では議論してきたところですが、それをやるメリットといたしますか、というよりは最初から家庭センターの設置をして一体的な運用をしたほうがいいのではないかと、一時的に子ども支援課でこの子ども家庭総合支援拠点をつくって、半年とか1年でまた人事異動や統合というと非常に無駄が多くなります。そういった点では、現在議員がおっしゃるような国の方針の転換といたしますか、深化を受けまして、この4月なり、あるいは年度途中から子ども家庭総合支援拠点をつくるというのをちょっと一旦見送って、改めて最初から子ども家庭センターのほうの設立に向けて取組を進めていきたいと考えております。

したがって、時期的なものは、先ほどおっしゃられました令和5年というようなところを後ろに置くのではなくて、当初から計画をしていたスケジュールで、来年度中なりに方向性を出して、迅速に対応していけるような形で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○松村 潤議長 大賀孝訓議員。

○5番 大賀孝訓議員 今令和4年ですから、もう3月で、来月から新年度に入ります。国の方針も確かに変わっているのです。こども庁からこども家庭庁に変わったとかということで、非常に目まぐるしく子どもに対する施策が変わっております。それもこれも昨今のいじめ、いわゆる両親から虐待を受けて子どもが命を落とすというふうなマスコミの報道がかなり多く見られますから、これらを受けてのことだと思っておりますけれども、世の中のいろんな出来事に対応するために、政府とすれば新しいこども家庭庁をつくって、いわゆる子ども家庭センターもつくって、きちんとした体系づけた中でこの事業を進めていくのだというふうに思っております。非常に子どもに対する、子育てに対する問題は、確かに町長が言ったように学校教育課も関係してくるし、健康福祉課も関係し



てきますし、いろんな課が、1課というふうに絞り切れないというのは分かるのですが、せめて中心になる課をきちんと、どこだということを明確にしておくことが大事だと思います。

したがって、今回の機構改革についてもこの問題を避けては通れないわけでありまして。したがって、この問題に関して、子育てに関して町としての基本がきちんと固まっていないと問題が進んでいかないというふうに考えられます。非常に期待をしておりますし、施策面だけでなく、いわゆる予算面を、補正であっても、来年度、令和5年度予算であってもきちんと位置づけて、このいわゆる子ども家庭センターが有意義な施策になるように本町でも祈っております。ぜひ太田市とか館林市とか大泉町の様子も視野に入れて、いろんな学ぶべきところは取り入れて、本町においてもこの子ども家庭センターがきちんと機能して、子どもの虐待問題がなくなるようなことを期待しております。

そこで、同じ質問になるのですが、子どもの虐待の問題は非常に全国的に大きな問題となっております。この防止策として、現状で子どもの虐待、ネグレクト等の問題が何件ぐらいあるか、現状把握をしておられるかどうか、確認をしたいと思います。担当課長で結構です。

○松村 潤議長 久保田子ども支援課長。

〔久保田 裕子ども支援課長登壇〕

○久保田 裕子ども支援課長 先ほど副町長からもお話ありましたとおり、要保護児童対策地域協議会というのが子ども支援課に設置されております。そちらの中で、定期的に年4回実務者会議というようなものも開催しております。その中で取り扱っているものにつきまして、先ほど議員のおっしゃったネグレクトという部分ではございますが、その件につきましては、案件的には直近ではネグレクトという案件で扱っているのは2件の中で、子どもの数にしますと5名というような形で扱いはしているところでございます。

以上でございます。

○松村 潤議長 大賀孝訓議員。

○5番 大賀孝訓議員 現状で把握しているのはネグレクトの関係で2件、5名ということだそうなんですけれども、いわゆる身体的な虐待について、この辺は何件ぐらい把握しておるのかお聞きしたいと思います。

○松村 潤議長 久保田子ども支援課長。

〔久保田 裕子ども支援課長登壇〕

○久保田 裕子ども支援課長 身体的部分の虐待というところで、案件的には心理と兼ねているところもありますが、そちらの要保護児童対策地域協議会のほうで取り扱っている件数につきましては2件というような形になっております。

以上でございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○久保田 裕子ども支援課長 2件です。以上でございます。

失礼しました。身体的な部分ということで2件という件数でございます。

○松村 潤議長 大賀孝訓議員。

○5番 大賀孝訓議員 これは確認なのですが、先ほどネグレクトの関係で、いわゆる育児放棄、これらを2件、5名という把握をしているということでしたけれども、これとは別件で身体的な虐待が2件あるということで理解してよろしいですね。

なかなか寒さも一段落して、これから春、夏になると薄着の季節になります。身体的虐待というのは、この時期が一番見つけやすいのです。学校でもプール指導があったりなんかします。身体検査があったりします。こういったところで見つけるのではなかなか遅いのです。虐待については、親はかなり隠します。かなりではない。絶対に隠します。これを家庭に踏み込んで、いわゆる虐待として認めるのは難しい問題だと思っております。しかし、これ表沙汰になったときはもう遅いのです。子どもが死んでしまったり、あるいは身体的な虐待において病気になったり、けがをしたりということでは遅いのです。その前にきちんと予防的に子どもたちを発見しなければならないというふうに思っております。

したがって、この問題について、非常に大きな問題であるとともに、先ほどのこども家庭庁ができて、子ども家庭センターができてということにおいて、多くの専門職がこの難しい問題を発見するために必要になってくると思われまます。これからは、このいわゆる専門職の確保が大変大きな問題であります。この辺について、子ども支援課長にお伺いします。どのような専門職が今後必要になってくると思われまますか。

○松村 潤議長 久保田子ども支援課長。

〔久保田 裕子ども支援課長登壇〕

○久保田 裕子ども支援課長 虐待に関して言えば、理想とすると、本来であれば臨床心理士とか、そういう方が一番よろしいかなというところではあります。ただ、先ほどの子ども家庭総合支援拠点という部分で考えますと、児童人口の規模によって最低配置という人間的なところでは、子ども家庭支援員というところでは社会福祉士とか、もちろん臨床心理士でもよろしいのですが、臨床心理士となりますとかなりの確保に難しい点があるかなというところは非常に懸念されるところでございます。まずは社会福祉士等の子ども家庭支援員、そういうところを確保しながら、心理的な部分、本来であれば虐待で、児童相談所なんかですと臨床心理士の方が専門的に子どもの相談に応じているようなところもございませうが、家庭支援員というところを考えていきますと、社会福祉士という部分で、町レベルではそういうところで設置が考えられているところでございませう。

以上です。

○松村 潤議長 大賀孝訓議員。

○5番 大賀孝訓議員 そうですね。本格的にこの子ども家庭センターが動き出すということになる

と、人材確保は熾烈を極めると思います。早め早めに、この辺についても見通しを立てて、専門職をきちんと確保するような施策が必要になると考えられます。これについて、町長いかがでしょうか。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 専門的な資格を持った職員の配置ということは、私は大切なことだと思っておりますし、現に今まででもできるだけそういった社会福祉士、あるいは教育委員会であればそれぞれ資格がないと立ち行かない部分もありますから、職員の採用についても、そういったことも十分考慮に入れて採用しているということでもあります。現に在籍している職員の中でも、社会福祉士の資格ですとか、そういうのを持っている職員もおりますので、状況によっては専門的な指導もできるのではないかと。やはり先ほど課長申し上げましたけれども、児童数の9,000人未満ですとか、人口規模が5万人未満については、その区域が国のほうでも分けているようでもありますので、そういったことを踏まえて、できるだけ小規模の区域であっても、専門的な知識を持った職員の配置ということは考えていきたいと、このように思います。

○松村 潤議長 大賀孝訓議員。

○5番 大賀孝訓議員 町長がそうやって認識されておるということを聞きまして、安心をいたしました。いわゆる専門職については、計画的に採用を進めていかないと、この資格が欲しい、こういった専門職が欲しいといったときには遅いのでありまして、できれば早め早めの計画を立てて、これらについても職員の確保ということを考えていただきたいと思っております。

さて、同じようにして、子育て環境の整備については、非常にいろんな問題がまだまだ多いのですけれども、館林市なんかにおいては、今度公立幼稚園を全て保育機能を持たせたこども園に再編していくということが考えられておるようであります。本町についても、高島幼稚園と北保育園をこども園にしましたけれども、まだほかに保育園が2園、幼稚園が2園あります。これらについて、非常に保育園のニーズは高まっておりますけれども、幼稚園のニーズは年々下がっております。これらについて、この幼稚園の統合ということも考えなければならぬのではないかと思っております。私は、前から高島幼稚園については中野幼稚園に統合して、こども園1園に高島絞ったらどうかということを提案申し上げましたけれども、今後町としても幼稚園のニーズが減る、保育園のニーズが増えることに対して、この公立幼稚園の問題を再編する考えがあるかどうかをお伺いいたします。

○松村 潤議長 久保田子ども支援課長。

〔久保田 裕子ども支援課長登壇〕

○久保田 裕子ども支援課長 先ほど幼稚園のほうのお話で、人数が減っているというところがございます。現状申し上げますと、幼稚園は現在議員がおっしゃるとおり中野幼稚園と長柄幼稚園の2園でございます。園児数は、中野幼稚園が現在60名、長柄幼稚園が41名、合計で101名となってい

ます。だんだん減っている現状といたしまして、例えば5年前の平成28年度と比較いたしますと、平成28年度はその2園を合わせた場合ですが、合計で221人いらっしゃったわけですが、比較しますと120名減少しているような状況ではございます。

逆に保育園のほう見ますと、保育利用のほうを見ますと、町内園の利用では現状計554名で、先ほどの5年前というところとまた同じように比較しますと、平成28年度保育園利用は424名というところではございまして、比較しますと130名増えているというふうな、保育利用がかなり増えているというような状況でございます。

このような状況から推測されるのは、子育て世代の共働き世帯の増加と、そして令和元年度の幼児教育・保育の無償化の影響もあるのかなと思われております。幼稚園の園児数は、今後横ばいになっていくのではないかなと思われましても、予測は難しいところでございます。学校施設としての幼稚園を維持していくためには、今後、例えば共働き世帯も利用できるような園運営の研究とか、園舎の維持管理、施設の有効利用を考えて、園運営の在り方や、先ほど議員のおっしゃられましたとおり、園の統合なども視野に入れた検討を行っていきたいと思います。

以上でございます。

○松村 潤議長 大賀孝訓議員。

○5番 大賀孝訓議員 この問題も非常に大きな問題で、統合だけではなくて、廃園とか、あるいは一つにまとめていくだけではなくて、新しい形の保育の在り方というのを非常に危惧しております。できれば、町民のニーズに合わせたような形での園運営ができれば一番いいというふうに思っております。これについても、ニーズが減った、さあ、来年から変えようというわけにいきませんから、でき得れば早め早めに幼稚園の在り方を検討するような会議なりを持って、今後どうしていくかという方向性を出してほしいと思っております。非常にこの解決策は難しいと思っておりますけれども、大きな町でちょっとした保育園などでは100名を超える保育は可能でありますから、現状で幼稚園が101名、保育園が554名ということでありますから、この辺をぜひニーズと現状を考えて、統合問題についても今後議論をしていってほしいと思っております。

もう一点、先ほどちょっとお伺いしましたけれども、ネグレクトもあるということでありました。学校教育課長にお伺いをいたします。学校においては、いわゆるいじめ問題、あるいは虐待もまだまだありますけれども、最近大きな問題になっているヤングケアラーという問題があります。老老介護ではありませんけれども、子ども、孫が年寄りの介護をする、年寄りという言い方おかしいですけれども、老人の介護をするというふうな問題で、このヤングケアラーについて学校教育課では現状を把握していらっしゃいますか。

○松村 潤議長 中繁学校教育課長。

〔中繁正浩学校教育課長登壇〕

○中繁正浩学校教育課長 お答えをいたします。

学校教育課で町内の小中学校に照会をしておりますが、現在ヤングケアラーに該当する児童生徒については確認されていないという報告を受けております。

以上です。

○松村 潤議長 大賀孝訓議員。

○5番 大賀孝訓議員 これも非常に大きな問題でありまして、なかなか表に出てこないのです。家族は隠しますから。絶対に周りに相談をするということが出ない事例であります。したがって、これらをいかに発見して、支援の手を差し伸べるかということが大きな問題であります。小中学生、高校生が高齢者の面倒を見る、親の面倒を見る、祖父母の面倒を見ること以外に、乳幼児の面倒を見るようなこともあります。あるいは身体障害者の方々の面倒を見ることもあります。したがって、これらの問題が早め早めに手を差し伸べないと、いわゆる家庭の問題だけではなくて、その子にとって大きないわゆるトラウマというのでしょうか、こういう問題になることも考えられます。

教育長、この辺について、ヤングケアラーは今ゼロという報告がありましたけれども、教育全般を預かる者として、この問題をどのように認識をされていらっしゃいますか。

○松村 潤議長 藤江教育長。

〔藤江利久教育長登壇〕

○藤江利久教育長 ヤングケアラーについてのご質問、ありがとうございます。学校におきましては、取りあえず直近の報告ではないということでもありますけれども、確かに今おっしゃられたとおり、それで悩んでいる子どもたちはなかなか相談する機会がない、これは事実でございます。そういったところを発見する機関といたしましては、やはり担任の目、それから子どもたちの様子から声かけをしていくということになるかと思えます。また、学校には県費職員でスクールソーシャルワーカーもおりますので、そういった先生に相談をして、話を聞いていただくというような措置もしております。また、そういった事案が発生した場合には、子ども支援課とも相談をして、いろいろ親とも話ができるような体制を取っていくことしております。過去にはネグレクトの問題もありました。それから、虐待の問題もありましたけれども、そういった問題についても早急な対応が必要かなというふうには常日頃思っております。

○松村 潤議長 大賀孝訓議員。

○5番 大賀孝訓議員 今教育長がおっしゃったように、この件については非常に大きな問題が含まれております。学校教育だけではなくて、地域と家庭の問題もあります。ぜひこういった問題に関して早期発見、早期支援ができるような体制を取っていただければと思っております。

最後に町長にお伺いいたします。今幾つか問題出してきましたけれども、虐待の問題、あるいはネグレクトの問題、ヤングケアラーの問題等、子どもを取り巻く環境というのは非常に日々悪化しておるということが現状ではないかと思っております。健康で文化的な生活ができつつある現在において、非常にこの虐待、ネグレクト、あるいはヤングケアラーだけではありませんけれども、こ

ういった子どもを取り巻く環境の整備というのですか、子育て環境について、トータルで町長はどのようなお考えを持っているのか、お伺いしたいと思っております。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 子どもを取り巻く環境というのは、大変厳しい状況があります。具体的な事例として、虐待の問題も大変新聞紙上ににぎわせていることも事実でもあります。しかし、そのようなことがあっては、これはいけません。したがって、一番問題となるのはやはりそういった事象が発生した場合にいち早く把握をして、指導に取り組んでいくということが必要でもありますし、育児放棄の問題もそのとおりだというふうに思っております。

しかし、そういうことをトータルの考えた場合に、地域の民生委員をはじめ、地域の皆さんの子どもたちを取り巻く環境の改善に向けて、地域が一体となっていていろいろご指導いただけるということも、私は大きな効果につながっていくのではないかとこのように思っております。もちろん町行政としてもこの問題については、子どもたちが健全に育成されるような、育ていけるような環境をつくっていかねばなりません。

そういう中で、各それぞれの行政としての施策も取り組んでいるわけでもありますが、こういった虐待の問題、ネグレクトの問題、いじめの問題、そしてヤングケアラーというのもこれが日常的になってしまうということに問題があるわけで、以前は大家族の場合は、そういったお互いに協力関係を持っていくということも必要だということに感じる部分もあるわけですが、しかし子どもにそれが集中をしていくということに問題があるわけでもありますので、そういったこともぜひ行政のほうでも真剣に取り組んでいるつもりでもありますが、地域の皆さん方のお力をいただいて、子どもたちが健全に育成されるような環境をつくっていきたく、このように思っております。また、そういったことをまずはいち早く情報といいますか、状況をつまびらかにして、そして関係する皆さんのご指導をいただけるように町としても取り組んでいきたい、こんなふうに思っております。

○松村 潤議長 大賀孝訓議員。

○5番 大賀孝訓議員 今町としての考えは分かりました。ぜひ子ども・子育て環境が改善されますようにお願いをしたいと思っております。

一番最初も申し上げましたけれども、今ウクライナで戦争が起こっております。遠い何千キロも離れた国の問題でありますけれども、ガソリン価格の高騰、小麦の高騰、ガスの高騰、これらが日本にも影響を与えます。私たちの生活も諸物価の値上げだとか、諸物価だけでなく、いろんな私たちの生活にも影響が出てきます。遠い国ではないのです。私たちの周りにも大きな影響が出てきます。プラスオミクロンというようなコロナの健康維持の問題も出てきます。これらが必ず子育て環境にも影響を与えるのではないかなと思っております。したがって、政府も重い腰を上げて、ようやくこども家庭庁という新しい名称で取組を始めたところでありまして、ぜひ本町においても主

管課をきちんと決めて、タイムテーブルをきちんと決めて、子育て環境の整備について、ほかの市町村に誇れるような施策をお願いをしたいと思います。

これら子育て環境の良好な改善を願って、問題提起として一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○松村 潤議長 暫時休憩いたします。

〔午前10時56分 休憩〕

---

○松村 潤議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午前11時10分 再開〕

---

○松村 潤議長 大賀孝訓議員より早退したい旨申出がありましたので、お知らせいたします。

---

◇ 大野 貞 夫 議 員

○松村 潤議長 13番、大野貞夫議員。

〔13番 大野貞夫議員登壇〕

○13番 大野貞夫議員 議席番号13番、大野貞夫です。質問に入る前に、一言申し上げたいと思います。昨日も邑楽町議会として決議案も上程し、抗議の意思も示したわけですが、今行われているロシアによるウクライナへの侵略行為に対し、国連の緊急特別会合は国連憲章違反だと断定し、ウクライナでの武力行使停止、軍の即時完全無条件撤退をロシアに求める非難決議を圧倒的多数で採択をしました。

ロシアのプーチン大統領は、大国主義、派遣主義の下に軍事侵攻を進める中で、核兵器の使用を示唆したことも極めて重大です。核兵器の使用は、破滅的な人道上の被害を引き起こし、人間、動物、植物、土地、生態系、社会、経済への危害は何世代にもわたって続くという警告をしております。

また、日本国内でも一部政党、国会議員が核の共有提言を主張しています。世界の中で唯一の被爆国として、決して許されることではありません。力の論理に力の論理で対応するという、この主張は間違いであるということを改めて主張しておきたいと思っております。

さて、私の今回の質問は、コロナ禍における家計支援についてであります。ご承知のようにコロナ発生から今年で3年目に入りました。今日、今なおデルタ株に続いてのオミクロン株、また最近では新たに心配されているBA1、BA2株など予断を許しません。国による経済支援対策の多くは従来の約半分に減らされ、医療現場はまさに医療崩壊と言っても過言ではないという状態が続いております。今朝の新聞報道によりますと、直近のこの1週間、搬送救急困難、これが何と4,671件、総務省の消防局で発表されたということが今朝の新聞に載っておりました。

私は、この間一般質問の中で、2度にわたって最も重税感が高い国民健康保険の問題について質

問してきました。ご承知のように国民健康保険、これといわゆる従来言われている組合健保、これとの違いは、前にも申し上げましたが、ほとんど2倍の差があるというような仕組みの問題が当然あるわけですが、そういうことについても前の一般質問の中で指摘をしてきたわけでありませぬ。令和元年6月、この議会では私は初めてこのとき国民健康保険の問題、減免、引下げについて取り上げまして、直近では令和2年の3月、ちょうど2年前です。子育てにも家計にも優しい施策についてと題して町の考えをただしてまいりました。今日も内容はほとんど同じなのです。冒頭ということなのですが、町長にちょっとお聞きしたいのですが、この2年前に私とここでやり取りしました。この内容について覚えておられますか。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 大変申し訳ありませんが、鮮明に記憶はしてございませんが、大野議員の質問の要旨というのは、国民健康保険税のいわゆる低所得者層に対しての軽減を拡大できないかということの内容だったかと記憶しております。

○松村 潤議長 大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 まさに核心部分はそこにあったわけです。残念だったのですが、このときはほぼゼロ回答でした。ただ、私今回は同じような質問をするわけですが、あのときの状況とは違って、2年前と違って、要するに一番大きな原因はコロナの問題なのですが、本当にもう慢性的というのですか、経済的に様々な面で今の貧困が拡大をされているというふうに思います。そのための生活が大変脅かされていると、こういう状況でありますので、今回はぜひその辺を十分考慮していただいて、お答えをいただければなというふうに期待をいたしますので、よろしくお願いいたします。

早速ですが、担当課長にお伺いいたします。当時も同じ内容でお聞きしたのですが、今回もこの直近における今の邑楽町の滞納額、これをお聞きしたいと思ひます。1つは国民健康保険、それから2つ目は介護保険、3つ目は後期高齢者医療保険、さらにこの滞納者に対しての差押え件数、これが今どのくらいあるのか、この辺の説明をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○松村 潤議長 横山税務課長。

〔横山淳一税務課長登壇〕

○横山淳一税務課長 お答えをいたします。

直近の滞納額ということで、令和4年1月末現在の滞納繰越分の未収入済額につきましてお答えをいたします。まず、国民健康保険税につきましては1億8,649万8,240円、次に介護保険料989万16円、後期高齢者医療保険料につきましては190万2,728円でございます。

次に、差押えの件数でございます。こちらは令和2年度における実績を申し上げます。件数は126件でございます。内容につきましては、預金、給与、所得税の還付金等のものがございます。



以上でございます。

○松村 潤議長 大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 実に大きな金額が滞納になっています。約2億円ですか。いかにこの国民健康保険料が高いか、払えない人がこれだけいるわけですよ、邑楽町。

先ほども言いましたように、この国民健康保険に加盟をしているというのは、退職をされた方、あるいは収入が、大体収入の非常に少ない人、職業からすると非正規で働く人だとか、様々な人がいるわけです。それから、例えば町内における小売業者とか小企業、ほぼ従業員の2人とか3人とか、あるいは家にお父さん、お母さんだけでやっている商売をなされている方とか、こういう非常に収入の面でかなり不安定といいますか、中には失業している人も入っていますし、高齢者である老人の独り暮らしとか、こういう方がほぼ占めているのがこの国民健康保険なのです。それは、前回もそのような話を私、町長とのやり取りの中で話したことがあります。こういう状況です。高過ぎて払えない人がこれだけいるのだということが今の数字にも表れていると思うのです。

それから、担当課長にもう一つちょっとお聞きしますが、この保険を滞納した場合、1年以上滞納していると保険証取り上げられるということは皆さんご承知だと思うのです。その代わりに資格証明書というのが発行されます。窓口行って、それを言えば発行してくれます。この資格証明書の発行枚数、これと、それからそうではなくて短期証明書というのものもあるわけです。私が調べたのでは6か月、3か月、1か月というのですか、町のほうは大体4か月って話も聞きましたけれども、6か月、3か月、1か月というような、いわゆるこれは保険証と同じものを交付される。ただ、18歳以下の場合には6か月ということになっているようでございます。この発行枚数、それから人数、これについてご説明をいただきたいと思います。

○松村 潤議長 松崎住民課長。

〔松崎嘉雄住民課長登壇〕

○松崎嘉雄住民課長 お答えをいたします。

3月1日現在の発行件数をお答えをいたします。最初に、資格証明書の交付の件数ですけれども、世帯で申し上げますと7世帯、人数で申し上げますと10名分ということでございます。

また、短期被保険者証の交付でございます。こちら世帯数で申し上げますと177世帯、人数で申し上げますと261名でございます。

以上でございます。

○松村 潤議長 大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 今報告のあったとおりです。7世帯、これ保険証がないのですよね。人数からすると、ご家族も入ると思うので、10人。この人たちは、例えば病気になって医者にかかりたい、かかれるのです、これは。資格証明書持っていけば、だけれども、10割負担なのです。これも前にも申し上げました。窓口で10割負担。だって、お金がないから滞納になっているわけですから。窓

口行ってそのお金払えるわけない。こういう矛盾した制度です、これは。それから、短期証明書、これも実に多いではないですか。邑楽町177世帯、261人の方が、普通は保険証持っていけばかかれる、この人たちが制約をされてしまうわけですよ、こういうことで。こういう実態が国民健康保険の状態。これ邑楽町の町内です。これが非常に全国的に、この傾向は邑楽町に限らず全国的なのです。

だから、一自治体の責任というよりも、私はたどっていけば、やはりそこは国の今の国民健康保険財政、医療体制に問題がつながるわけですけども、国のほうは毎年2,200億円ってお金をいつもこういうふうには削減をしている。そうですね。お年寄りがどんどん増えていくわけです、日本は。高齢者が。そうすると、当然年を取っていけば、あっちが痛くなる、こっちが痛くなる、病気になる率は必ず多いわけですから。それを当然そうすると医療費がどんどん増えていく、これは当然のことです。これを自然増と言っています。この自然増を当たり前の考え方でいけば、当然国はそこにそれなりの補填をして認めていかなければならない。これを国は全くそれを削ってしまうわけですから。医療費のあれも、今度何月からですか。1割が2割負担になる。もうこれ一つ見てもそう。

やっぱりこれは国の政策、突き詰めていくとそこになるのですけれども、そういう中でも実際に町内で、それで苦しんでいる人がいる。こういう状況の中で、今先ほども言ったようにその国民健康保険の中で金額の決め方、それは収入によるところの所得割、それから収入に関係なく課される応益割というのがあるのです。これも前も言いました。この応益割の中には均等割、平等割というものがあります。前は資産割がありましたが、これは削除されました。この均等割というのが今私がこれから質問しようとする中に入るわけなのですが、これはいわゆる昔は人頭税とかといって、平安時代にまで遡らしいですけども、一人の頭に対しても幾ら幾らって税金掛けていく。この制度がいまだに残っているという、こういう制度ですよ、この均等割というのは。おぎゃあと生まれた、生まれると、その赤ちゃんにも税金がかかってくる、こういう税金なのです。だから、非常に不合理な状態があるわけです。

こういういわゆる高い国民健康保険税、それが特に子育て世帯の生活を圧迫をしていると。今全国各地でこうした高過ぎる国民健康保険料の引下げ運動が行われています。子どもの均等割分の軽減を独自制度で実施する自治体が広がっております。前にも紹介しました岩手県の宮古市とか、あそこは先駆的なところで。ただ、あそこいわゆる東北の大震災がありました。その後そういう状況が、そういう中で思い切ったことをあそこの市町村はやったわけですが、そういう均等割の軽減、これを実施する自治体が非常に広がっております。これは今言った高過ぎる問題への対処及び子育て支援の必要性からというのがその背景にあるということだと思います。

担当課長にもう一度伺います。現在邑楽町の国民健康保険加入者の均等割額、これが1人当たりに金額幾らぐらいになっているのか、それから子ども、いわゆる18歳未満に対する金額について説

明をお願いしたいと思います。

○松村 潤議長 横山税務課長。

〔横山淳一税務課長登壇〕

○横山淳一税務課長 お答えをいたします。

国民健康保険税における均等割額ということで、まず医療分として2万4,000円、支援金分として9,000円、介護分として9,000円でございます。

そのうち子どものということで、18歳未満の方の加入者とその均等割額ということでお答えをいたしたいと思います。18歳未満の加入者におきましては現在418人、均等割額にいたしますと959万6,400円になります。

以上でございます。

○松村 潤議長 大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 今説明いただいたように、1人当たり3万3,000円……

〔「介護分除くので」と呼ぶ者あり〕

○13番 大野貞夫議員 介護分を除いて……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○13番 大野貞夫議員 そうですね。ただ、今説明ありましたこの金額、959万6,400円、これは中身を見ると、当然この中に今町でもやられている軽減をされていますよね。7割、5割、2割。軽減のなしという人が178人ですか、587万4,000円あるわけです。この軽減をしているというのは、もう既に国がやっているわけですね、国のほうの制度として。これは、どこの自治体でも同じだと思います。

それから、今やっと国が重い腰を上げまして、均等割について軽減をするということ、やっとなり、重い腰を上げて始めました。これは、2年前に町長とここでやり取りしたときに、私は子どもに対する均等割を幾らかでも軽減する、そういうことをできませんかという質問をしました。そのときに町長は、実質的にゼロ回答だったのですが、国が始めたのです。ご承知のように、12月議会で条例通りしましたよね、町のほうは。それは未就学児童、いわゆる学校に上がる前の子どもに対しての軽減策をやっとなり国がやるということで、4月からこれが適用されますよね。だけれども、やるのだけれども、全額ではないのですよね、半額。それでも私は今まで一切何もやらなかったのだから、これがこういうふうな腰を上げたということは、広く国民のそういう要望とか、署名を集めたり、いろんな運動をやってきた、それがやっぱり国民の声として、政府もやらざるを得なくなったということだと思います。

こういう点を考えると、では課長にもう一度、その未就学児童の関係する金額、これちょっと説明していただけますか。

○松村 潤議長 横山税務課長。

〔横山淳一税務課長登壇〕

○横山淳一税務課長 お答えをいたします。

昨年12月の定例会におきまして提案をいたしました国民健康保険税条例の一部改正におきまして、未就学児に係る均等割の減額につきまして可決をいただきました。来年度、令和4年度の課税分から適用されることとなります。

その内容、対象の方ですが、未就学児にいたしますと人数が89人、金額にしますと現段階での試算では100万8,150円となります。

以上でございます。

○松村 潤議長 大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 今ご説明いただきました未就学児童89人、100万8,150円、これが減額になるわけですね。そうすると、先ほどのいわゆる419、これはあくまでも18歳未満の計算ですから。そこを基本にして私話していますので。418人のときが959万6,400円、今言った100万8,150円、この差額は858万8,250円です。これを私、一般質問という形ですから、議員の立場で発言していますが、858万8,250円を予算措置をすれば、邑楽町は18歳以下の人はお金かからない。ゼロ円になります。もし仮にこれがそういうふうに予算措置したときの効果は絶大なものがあると思います。国民健康保険の加入者の人たちの18歳までの子どもさんのあれが、均等割がなくなりますから。

それから、邑楽町はいわゆる小規模事業者、相当あると思うのです。この人たちは、要するに国民健康保険ですから、ここの家庭の中にいる18歳の子どももお金がかからないという形になります。今商工振興課のほうでも、いろいろこの間説明がありました出産祝金、出産祝金のうちの一部を町のお店で買うようにするために、今までは現金で5万円、10万円、20万円でしたっけ、やっていたのを、そのうちの一部を町内の中の業者から物を買うようにということで、ちょっと制度を変えるということになりましたよね。私は、基本的にはどこで買おうと、町内で買おうと、町外で買おうと、それはその家庭に任せればいいのではないかというふうに基本的には思っています。それを町内のために、町内の業者のためにということでやる、その趣旨は分かりますけれども、基本的にはどこで買おうと自由だと思うのです。中には買い物しないで貯金してしまう人もいるわけですから。だから、そういう点からすれば、その商工業者にもこれは家計の応援になるのですよ、これを減免をするということは。そういうふうに私はなると思っているのですが、町長、そういうふうに思いませんか。町長、感想でいいですよ。私はそういうふうに思うのですが。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 18歳未満の方の均等割を軽減をすることについて、これは対象となる家庭については、そのようなことが言えるだろうというふうに思います。しかし、それが商工業者ということになりますと、全く同じ考え方ではありませんけれども、ちょっと視点が、議員のご質問と若干

違うように私は思っているのですが、国民健康保険税そのものは、大本は相互扶助の精神から始まってきていると。時代の流れとともにそれぞれ制度改正がされて、今具体的には未就学児については子ども・子育て環境を拡大する、よくするというところで国のほうで行ってきた、そのことを町のほうでは12月定例議会で議員の皆さんにお認めをいただいて、この4月からそれを実施するということになっております。したがって、この18歳未満の方が約850万円の数字のうち、商工業者の子弟の方が何人ほどおられるかはちょっと分かりませんが、そういうことをトータル的に考えれば、軽減はされるということについては、それは私も理解はできますが、やはり総合的な観点から不可ということになっておりますので、他の社会保険の問題、あるいはその金額を850万円ということではありますけれども、不足したものを一般会計から繰入れをするということになりますので、私は公平な見方をした中では、やはり同じような考え方で扱っていくのが適当ではないかなと、こんなふうに思っております。

○松村 潤議長 大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 町長もその辺の私の言ったことは分かっているのだと思うのです。前回もそうだったのですけれども、いつも町長の答弁の中で私が感じるのは、公平性という言葉いつも言うのです。公平性といっても、いろいろ私も広辞苑とか見てちょっと調べたのですけれども、公平性というのは一体どういうことなの。町長の言葉から、いつもその言葉出てきますから。こういう例がありました。例えばの話で言います。100メートルを走る、徒競走で。スタートラインは、例えば10人並んで走りますよね。そうすると、当然そこには足の速い子と遅い子がいます。そうすると、ゴールになったときは差が出ますよね。それは、公平性という立場からすると、どうなのでしょう。では、それとは逆にして、平等という言葉、平等。平等というのは、よく邑楽町の町内対抗でもやっていますけれども、遅い子を何十メートルか先に出発点にさせて、それで一斉にスタートと、号砲と一緒に走り始めます。そうすると、そんなに差がつかずに行きます。それは、結果的には平等という観念になるのかな。何かそういうような、ちょっといろいろ調べたらそんなようなことが載ってきました。ただ、だから公平性と平等というのはなかなか実際には両立はしないと。結果的には両立しない。

では、日本の社会、こういう働く我々の社会に限って言えば、当然あるわけですよ、お金持ちもいれば、財政的に非常に厳しい。毎日本当に1食で済ますというような人もいるらしいです、最近。学生さんなんかは、非常に今悲惨な状況に置かれています。そういう状況の中でいくと、何で同じ働きながらそういう差が出てくるのか。やっぱり今の日本の社会の一番のあれというのは格差社会と言われております。今度のコロナだって大変な思いをしているけれども、一方ではものすごいお金を稼いでいる人がいるわけでしょう。こういうような人との格差社会って、これ人間がつくり出したものですから、格差社会。この格差社会の中にあるのが、今言ったこうした保険料の差がこういうものにも出てきているというのが、ここにおられる短期、いわゆる均等割なんかに関係す

人というのは非常に国民健康保険のあれですから。大変な思いをしている人が多いわけですから。その格差社会をどう是正していくというのが我々に与えられた使命だと思うのですよ、議会議員として。それから、町長として。そのところをどう手当をして、そのあれを埋めていくのかというのが政治ではないですか。

そういうことを考えると、常に何かあると公平性をというの、一見聞こえはいいのですけれども、解決策はなかなか遠いですよ、そうなると。やっぱりその人の責任転嫁ではないのですけれども、その人が、中にはそれはさぼって働くのを働かないでという人もそれはいるでしょうけれども、多くの人はまじめに働いて、8時間労働のところを10時間も12時間も働いて、でもなかなか収入を得られないと、こういう人たちが今いっぱいいるわけですから、そういう社会の中で公平性の中で格差をどう埋めていくかというのが、私は金子町長に与えられた責任であり、使命だというふうに思いますが、その辺の考え方をもう一度お聞かせください。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 公平性の原則からというお答えをさせていただきましたけれども、これは私はいわゆる求める、結果として求めるものに起因してくるのだろうというふうに思います。したがって、この国民健康保険の関係について申し上げれば、その保険料そのものがおっしゃられるように応益と応能に応じて設定されていますと。そういうことではありますけれども、その被保険者の状況に応じて、まさに議員がご質問ありましたけれども、低所得者層といいますか、そういった所得の少ない方々に対しては、応益部分について、7割、5割、2割というような軽減措置も行われて、賦課されているという状況でもあります。

したがって、そのことが一歩進んで、先ほどお話がありましたけれども、未就学児に対しても、子ども・子育ての環境を改善する、拡大をしていくという趣旨から、国のほうでもそういった措置をとったということでもあります。したがって、いわゆる先ほど申し上げましたけれども、相互扶助ということも一面あり、そしてその被保険者の力といいますか、それによって軽減措置も行われているということがありますので、私はそういったことがある意味この求めに応じて施行されているものではないかと思っております。それを変えるのは、まさに議員がご意見の中にもありましたけれども、いわゆる政治といいますか、その中で議論をしていく中で、その部分のいわゆるそれが必要であろうと、具体的に申し上げれば18歳未満の方々に対して軽減をしていくということが必要であろうということになれば、やはりそういった、まさにご議論の中で変わってきつつあるという話につながっていくのではないかと、そんなふうに思っております。

したがって、具体的に100メートルの話がありましたけれども、これはまさにそれぞれの方のいわゆる能力といいますか、力の問題でもありますし、平等ということになれば等しくそれをどう結果として同じくするというは大変いろんな議論もあるのだろうというふうに私は思っております。

す。したがって、国民健康保険の問題だけを申し上げれば、やはりまず軽減ということについて十分議論を進めていく中で、対応していくということが必要ではないかなと、こんなふうに思っております。

○松村 潤議長 大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 町長、軽減策そのものに対する理解というのは、今話を聞いていて、そういう考え方は町長の中にはあるのだというふうに理解をしましたがけれども、それでよろしいですよ。前に質問されたときも、町長から非常に貴重な提案をされたという言葉ももらっているのですよ、私は。ゼロ回答でしたけれども。やっぱりそういうふうな評価をしていただけるのであれば、具体的に今言ったような軽減策というのはもう国がやってきているわけですから。

では、具体的に言いますと、いわゆるこの未就学児童の均等割というのが100万円ちょっと、100万8,150円ですか、これが軽減策としてやられました。しかし、これ半分ですから。残った半分は、残っているわけですよ。これを具体的には、例えば町として、この分の町として独自に、独自に軽減策を今回はこれやりましょうということになれば、未就学児童はゼロになるわけです。今あるところの国は半分やったのですから、その半分は残っているわけです。この半分以上を邑楽町の独自政策としてやるということを町長が決断をすればできるわけです。

私、参考資料として調べました。国民健康保険法に77条というのがあるのですけれども、これを見ますと、被保険者に被災、病気、事業の休廃止など特別な事情がある場合、市町村の判断で国保料（税）を減免できることを規定しています。この特別な事情については政省令の定めもなく、自治体、首長に裁量が委ねられています。各地で始まった子どもの均等割の軽減策は、この規定を活用して、子どもがいることを特別な事情と認定することで住民負担の軽減を行うものです。いわゆる77条に基づく減免措置への公費繰入れは、政府厚生労働省の区分では、国民健康保険運営方針に基づき計画的に削減、解消すべき赤字には含まれません。すなわち政府の立場から言っても、これは続けていいのだということになりますよ、この文章からすると。政府厚生労働省が削減、解消すべき赤字としている法定外繰入れにしても、それを続けるかどうかは自治体で判断していただく、これが政府の公式な見解が出ています。だから、今国はペナルティーなんかかけてきますよね。あれおかしいです。公然とやってきていますものね、一般財源から繰り入れてやると。だから、この見解から言っても国はおかしいのです。これ裁判やれば勝てます。そういう状況があるわけです。

ですから、時間もまだちょっと残っていますが、お昼近いですから、なかなか町長からいい答弁がもらえないので非常に残念ですが、最後に町長の考えに、ではこれ聞きましょう。今後の邑楽町、これ第6次総合計画の中にもあるように、いつも町長が言います。「やさしさと活気の調和した 夢あふれるまち“おうら”」、これを将来像として人口減少に対応した地域資源の活用と、少子化対策の充実で元気あるまちづくりを基本理念である、あらゆる分野で減少に努めていきたいと。それを文字通り高めていく道は、私は福祉、あるいは芸術、文化、これを大切にしま

ちづくり、要するに人間性を大事にしたまちづくり、これからの邑楽町としての魅力をこうした点に力を入れることが私は大事だというふうに考えますが、最後に町長の見解を尋ねまして質問を終わりにしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 第6次の総合計画の最終目標を達成するためには、今議員がおっしゃられましたやはりこの町民の皆さんが等しく、そういった形で、いろんな形で行政にも参画をしていただき、そして自らそのことについて一緒になってやっていただくということが、最終的には一番大事なことでないかと思っております。何よりも芸術、文化、教養、いろいろありますけれども、何よりも私は健康ということがもう最優先ではないかと思っております、この4月1日から機構改革の中でも健康づくり課という形で独立した課をつくって、町民の皆さんの健康で、本当に明るい生活が送れるような状況をつくる、そのことがこの総合計画の最終目標のまちづくりにつながっていくのではないかと思っております。

そのためには、やはり議員の皆さんをはじめ、町民の皆さんの協力をいただく中で、そして明るく住みよいまちづくりが形成されるのではないかと思っておりますし、その目標に向かって、職員と力を合わせて、私はこれからも邁進していきたいと、そのようなまちづくりに努めていきたいと、こんなように思っておりますので、私は議員のただいまのご質問、同感であります。一緒にぜひよろしくをお願いを申し上げます。

○松村 潤議長 暫時休憩いたします。

〔午後 零時01分 休憩〕

---

○松村 潤議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 1時00分 再開〕

---

◇ 神 谷 長 平 議 員

○松村 潤議長 11番、神谷長平議員。

〔11番 神谷長平議員登壇〕

○11番 神谷長平議員 皆さん、改めてこんにちは。食後の本当に一番心の安まるこの時期に、悪い声で一般質問させていただきますけれども、ご協力をいただきたいと思いますのですが、今回通告させていただきましたのは、健全な行政運営についてということで、3点ばかり題名いたしましたけれども、町条例の必要性について、それと農地の埋立て等の指導について、それから職員の勤務、健康状態についての3点を質問させていただきたいと思いますが、順序につきましては、3番目の職員の勤務、それと健康状態から質問させていただきたいと思いますが、そういう形で通告に従いまして質



問させていただきます。大変遅れましたけれども、11番、神谷長平です。よろしくお願いします。

それでは、早速ですけれども、町条例の必要性についてなのですから、これらにつきましても、町行政の運営上、地方自治法省令第96条の議決権ということであるわけですから、この中に条例を設け、または改廃、それと予算を定めると、決算認定、ほか12項目があるわけですから、行政運営上これらが必要になるような状況となっているわけですから、この町の条例を制定していくのには議員の責務等があるわけですから、条例の制定につきましても町執行部のほうから議会に提案され、これを議会が可決、決定を行うわけですから、これらを決めるに当たっては、執行部、議員、その他の、議員も条例を遵守する責務があると思いますけれども、町長はどのようなお考えを持っているか、お尋ねをしたいと思います。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議員は住民の代表として、町的意思を決定する重大な職務を持っていると思っております。その中でも、特に表決権は議員にとって最も重要な基本的な権限であるというふうに思っておりますし、議員が言われますように町長としてその議員の責任はどうかというお尋ねであります。私は賛成、反対といういずれにいたしましても、それを表決した議員については責任があるものだと、このように思っております。

○松村 潤議長 神谷長平議員。

○11番 神谷長平議員 今私がお尋ねしたのは、ちょっと質問の仕方が悪かったのかなと思いますけれども、一応執行部も議員もその条例を可決した場合については、その責務が当然あるのかなと、このように思ったものですから、それらを一応町長に確認をさせていただきましたけれども、だから議員自体も条例を可決した、そういうことになったときには、当然自分にも責任があると、そういう自覚の中で行動すべきではないのかなと思っておりますので、その辺について私ちょっと触れさせていただきました。

それから、では次に移らせていただきまして、盛土条例の制定経過についてなのですが、これちょっと確認させていただきたいと思っておりますけれども、平成15年3月に定例議会にて可決されたという経過がございますけれども、当時の町長から平成14年10月頃、隣接する県の規制が一層に厳しくなると。それで、群馬県の東毛地区に残土が運ばれる可能性が非常に高まったと。これを防止し、町内の土地利用環境の保全を図るため、盛土条例の策定を検討するようにと指示を受け、群馬県庁内の学事文書課及び群馬県警の法規専門等の係等の指導を受け、約3か月かけて盛土条例案を策定し、平成15年3月開催の定例会に提案し、可決されました。条例第16号で平成15年3月10日に告示され、平成15年7月1日に施行に至った経緯があると思っておりますが、これらに相違はございませんか、担当課長に確認いたします。

○松村 潤議長 山口安全安心課長。

〔山口哲也安全安心課長登壇〕

○山口哲也安全安心課長 お答えいたします。

制定経過につきましては、議員のおっしゃるとおり認識をしております。

以上でございます。

○松村 潤議長 神谷長平議員。

○11番 神谷長平議員 ただいま課長の答弁をいただきまして、ありがとうございました。令和3年の12月定例会の会議録を読ませていただきました。そのときの町長の答弁は、「この問題、条例が設置されたのは20年前ということもありまして、現状とは合わないということも多分にあると認識している」と答弁していましたが、条例に基づき指導しなくてはならない時点は何年何月だったのか、それらをお尋ねしたいと思います。一番初めに、町長もこの条例は古いと、そういうことがあったものですが、その後この問題が起きたときに指導を行わなくてはならなかった時点はいつ頃だったのかお尋ねをしています。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 平成15年に条例が制定されて、その後大変な年数が経過しているということは、そのとおりだというふうに思っておりますし、昨年12月の議員の質問に対して、20年前ということはそのように申し上げましたけれども、だからといってその条例が不具合なものではありませんので、その条例を基にして、盛土条例については現在もいろんな問題については指導しているということでもありますので、その盛土のあったのがいつかと、盛土の指導したのがいつかということでのお尋ねですと、これが私も当時は職員という立場でしたから、特に具体的に詳細申し上げることはできませんが、こういう立場になってから、平成26年にそのような事案といいますか、ケースが出てきて、そして担当のほうにその指導状況を指示をしたという経緯はありますので、指導したのがということになりますと、平成26年の時点でそのような経過があったということでございます。

○松村 潤議長 神谷長平議員。

○11番 神谷長平議員 平成26年ということですが、実際町長が就任されたのが平成19年の12月かなと思います。そうすると、その間までの間にこういう状況は町内に見えなかったということですか。そういう解釈させてもらって先へ進めますけれども、もし町長が就任してから現場見ていたということになれば、指導怠慢になりますから、そこまで私は詰めませんが、そういうことになりますよね。

では、その先へ行きます。それ以上は私は詰めません。では、また同じような回答なのですが、これは12月の会議録の結果ですが、これ見ますと8ページに「この条例、規則は、平成15年につくられた規則でもあり、したがってその当時の状況と今の質問いただいているような状況と大きく変わっている状況があると私は思っています」と発言をされております。その辺につい

て、規則が古いということだったものですから、その辺の町長の考え方をお尋ねします。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 私がこういう立場でお世話になったのは、平成19年の12月からということでありま  
す。平成26年のときに初めてそういった事案について担当から報告を受けた。その間については、  
特にそういったことについての問題といえますか、部分については担当のほうからはなかったとい  
うことでございます。

さて、平成15年に条例が施行されて、規則があるわけですがけれども、その規則については過去4  
回の規則改正がありました。大きな点ということになりますと、その4件のうち2件は役場の機構  
改革に基づく職務分掌の変更ということが2回ですね。それからもう2件については環境省令、こ  
れは環境省のほうで、環境省告示というのが令和3年等に出されて、令和元年と3年ですね、出さ  
れて、この内容は土砂等についての土壌成分等の分析をした、その成分の中身について細かく国の  
ほうで示された、それが規則の中で改正になったということがありまして、それ以外について大き  
く規則の改正というのは、その4点が行われたと。年数を申し上げますと、これは平成23年と、そ  
れから25年度が職務分掌であり、平成元年12月ですか、それから平成3年の……

〔「令和」と呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 ごめんなさい。令和元年の12月、それから令和3年の3月に環境基本法に基づく土  
壌汚染についての告示が細かく示された。それを受けて規則を改正したと、その4点であります。

○松村 潤議長 神谷長平議員。

○11番 神谷長平議員 また町長は年数を間違ったかな。第1回目に改正をしたのは平成24年の規則  
第3号で、平成24年4月1日施行です。2点目が平成26年規則第4号、平成26年の4月1日施行の  
規則です。時々町長は、さっき平成23年、平成24年って言いました。年数間違っていました。それ  
はいいです。ただ、なぜこの条例を規則を改正するときに改正をしなかったのか。規則をこれだけ  
いじくっていて、条例の中身を改正しなかったのか。20年前で、古くて現状には合わないって町長  
は発言しているわけです。その発言に基づいてそういうことを言っているのに、なぜ改正をしな  
かったか、それを私はお尋ねをしたいと思います。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 規則の年数についてということですが、私が平成24年の3月と平成26年の3月に職  
務分掌について、機構改革に基づく改正なされたというふうなことで申し上げたつもりでありまし  
たが、大変その辺が誤解があるようでしたら、そのように訂正をさせていただきます。

それから、なぜ規則については条例に基づいて規則を改正するということでもあります。本条例  
の中身については、それは年数がたっているとはいえ、やはり現状に合わせるということは、これ

は必要だというふうに思っております。したがって、その間の改正は、条例改正はなかったけれども、昨年の12月定例議会で条例の一部改正をお願いしたということもありますので、大きな変更部分については、これは条例改正も必要ですが、その条例を逸脱しない範囲内での規則というのは、当然その都度改正ということがあるわけでもありますので、そのような考え方で実施をし、あるいは実施しなかった部分もあるというふうにご理解いただきたいと思っております。

○松村 潤議長 神谷長平議員。

○11番 神谷長平議員 町長のほうから、細かい説明がございましたけれども、本来であれば20年たっていると。町長が平成19年に就任していると。10年ぐらいで、当然社会の状況は流れますので、その辺でも考えるべきな仕事ではなかったのかなと。対応できないから、今回も指導できなかったというような状況の中身、結果的にはなっていますよね。

次に移りますけれども、一応規則改定後の指導状況ということで、担当職員が直近で対応、11月17日末で規則遵守されていない等の確認のため現場で指導等を行いましたと。役場窓口、事業者の自宅、事務所、電話等含めて18回ほど対応しておりますと答弁もされております。このような課長の努力を見れば、町長が自ら乗り出て解決を図るべきではないかなと私は思いますけれども、町長の見解をお聞きします。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 条例改正は、大きな変更点がないということであれば、一応法令を逸脱しない範囲において、その変更ということについては、なければその状況で進んでくるわけです。ですから、そのように考えておりますけれども。ただ今後のこの12月、昨年の12月の改正ではそのような必要な部分ができたということで改正をさせていただいたということで、認識をお願いしたいと思います。

さて、私が在籍をしている中で、平成26年に初めてその問題についていろいろ御議論があったと、担当からいろいろ詳細にわたって報告は受けました。受けた中で、私のほうからは担当のほうに適切な指導を行うようにということで、もちろんその事業者も含め、あるいは他の機関のほうにいろいろ指導を仰いできたという経緯はあるわけでもありますので、私が直接出かけて指導するというのも一つの方法かもしれませんが、十分その内容について熟知をしていく中で、対応をしていくことが適切ではないかと、そういう考え方の下に今日まで至っているということでございます。

○松村 潤議長 神谷長平議員。

○11番 神谷長平議員 私も昔役場職員でしたので、そのときの話もちよっと触れさせていただきたいと思っておりますけれども、私がちょうど開発課長を拝命したとき、県と町との話合いですか、町とするとこういうふうにやっていただきたい、県は予算があるから駄目だということで食い違いがあり

ましたけれども、そのときは町長にちゃんと復命しましたら、分かったと。では、県の職員を呼べと、神谷がやったとおりやろうやと、そういう長として後押しをしてくれている、これが本来のトップの姿かなと思っているのです。ですから、これだけ職員がやったということで、町長は報告を受けているだけではなくて、一緒に解決する、そういう姿勢が必要かなと私は思ったものですから、これ触れさせてもらいましたけれども、あまり深く入りません。

それから、制定後の指導、成果はよいほうに向いているのか、町長にお尋ねします。規則制定後、指導はいいほうに向いているのか、その辺の確認をします。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 今の条例、規則については、そういった問題の抑止を働かせるということもありますし、そしてそういう問題を起こさせない、起こした場合には指導がきちっとできるというような中でできておりますので、私は抑止力というのは十分働いているというふうに思っております。

また、先ほどの職員の関係ですが、私もこれは職員と一体となって、いろいろ問題については解決の処理に当たっておりますので、もし職員のほうからそういったことがあれば、これは私のほうからも十分内容を聞いて、解決に結びつけていくという考え方は、前の町長、どのような形でやられたか分かりませんが、私も一体となってその問題の解決に結びつけるように努力はしているつもりであります。

○松村 潤議長 神谷長平議員。

○11番 神谷長平議員 町長も職員だったものですから、その辺の職員の気持ちは十二分に分かっていただけると思います。ですから、担当職員ももう少し力を添えてやってください。そういうことでよろしく、お願いはできないけれども、そういう形で努力していただきたいと思います。

ちょっと時間の関係で2番目は抜かして、3番目、初めから、盛土入ってしまってますみませんでした。3番目の職員の勤務、それと健康状態について入っていきたいと思いますが。職員の健康状態について、平成28年度から現在まで6年間で、健康を害して3か月以上休職した職員は何名ぐらいおりますか。総務課長にお伺いします。

○松村 潤議長 関口総務課長。

〔関口春彦総務課長登壇〕

○関口春彦総務課長 お答えいたします。

平成28年度から今年度までのトータルの数ということでよろしいでしょうか。役場では90日を超えますと病気休業という形になります。一応90日以上の休職者を長期休職者という形で数えますと、平成28年から現在までに9人の職員が長期の休業を取っております。

以上です。

○松村 潤議長 神谷長平議員。

○11番 神谷長平議員 健康を害している人が多いですね。

それでは次に、職員の超過勤務状況について、令和3年度の超過、令和3年度はまだ過ぎておりませんが、2月末で結構だと思いますが、令和3年度の超過勤務、週に40時間を超えている職員、また年間超過勤務時間を360時間を超えている職員は何人くらいおりますか。総務課長にお尋ねします。

○松村 潤議長 関口総務課長。

〔関口春彦総務課長登壇〕

○関口春彦総務課長 お答えいたします。

職員の勤務時間の管理については、月ごとに行っております。今ちょっと議員のほうから週という形だったのですが、一月当たり40時間ということで、超えている職員の数になりますが、今年度一月でも40時間を超えた職員の数ということになりますと、30人になります。また、年間360時間を超える職員、現時点でになりますが、一応現時点で6名ということでございます。

以上です。

○松村 潤議長 神谷長平議員。

○11番 神谷長平議員 かなり超勤時間は多いですね。確かに夜この西の通りを通ると、役場はよく電気ついてますものね。本当に職員の皆さんが健康を害さないように、できれば一番いいのかなと思いますけれども、まだこの後その辺にはちょっと触れさせていただきませうけれども。

次に、自己退職者、中途退職者について、平成28年から令和3年の2月末までの約6年間で、中堅クラスの職員の自己退職9名、中途退職者5名と、多くの職員が退職されていますが、どのような理由で退職されているのか、差し支えなければ町長にお答え願いたいと思います。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 答弁を町長ということですが、大変申し訳ありませんが、担当する総務課長のほうから詳細にわたって報告をいたさせます。

○松村 潤議長 神谷長平議員。

○11番 神谷長平議員 いや、実はなぜ町長にお尋ねしたかというのは、職員の状況を把握してもらえればありがたいかなと、そういう意味で町長にお尋ねしたわけです。この中堅クラス、大体自己退職というのは中堅クラスだと思います。係長、係長に近い人、または課長補佐、本当にこの人たちはもう役場に何十年って勤務されて、もう状況もよく分かっている。この方たちが一線から離れるということは町民サービスの低下にもつながってくるかなと思いますので、そういうのを考えると、もう少し、町長も大変忙しいと思いますけれども、職員の健康状態も把握。もしどうしても辞めるといような理由ありますけれども、途中で辞めるの変わるよという職員だっていると思うのです。ですから、そういうのをある程度把握できるように、もう少し気を使っただけであればあり

がたいかなと思っておりますけれども、ぜひそういうことでよろしくお願いをしたいと思えます。

それでは、次に移りたいと思えます。入職後1か月、または1年で退職者がおります。この平成28年から今年の3月までに2名の方がそういう早期退職されております。どのような理由というより出来事かな、1か月や1年で辞めるには出来事かなと、どっちにしていかなというけれども、理由ということで町長にお答えをいただきたいと思えます。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 特に早期退職をした職員については、病気によるもの、それから結婚、そして家庭の事情ということで総計3名ほどおられますけれども、1年以内で退職した職員は2名、それから1か月以内で退職した職員は1名ということでお答えをさせていただきます。

○松村 潤議長 神谷長平議員。

○11番 神谷長平議員 町長、私がお尋ねしたのは、その人数は知っているのです、行政実績で全部拾いましたから。過去の行政実績から一覧表作っていますので、分かっているのです。ただ、その1か月で退職された人の理由とか1年で辞めていく人の理由、それです。極端なこと言って、何で1年で辞めていくのですか。ほかに人だって受験して、一生懸命役場へ勤めたいという人もいます。何で1年で働く人、場合によっては結婚するので辞めるのでという人もいます。では、そういう1年で辞めてしまうような人を職員に採用するよりも、もっと長く勤務できるような、そういう方法も取られるのかなと思うので、ちょっと確認をしたのですけれども。お願いします。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 1か月以内で退職した職員は1名ということで、これは病気によるものだとお答えをさせていただきました。それから、1年以内でという2人については、1名が家庭の事情による、それからもう一人は結婚だということを、その理由も申し上げたつもりでもあります。

さて、そのように早く辞めてしまう職員の採用について、どのような考え方で行っているかというお尋ねかと思えますが、これについては採用を希望される方、入職が決定された方、その時点での状況というのは、将来にわたってなかなか推測することは、私は不可能だというふうに思っております。結果として採用した方がそのような状況でなってしまったということの結果では申し上げられませんけれども、採用するその時点での推測が、当然そうなるであろうということを想定して採用しているつもりは毛頭ありませんので、引き続き長くお世話になれるだろうということで採用している。結果として、そのような残念な結果になってしまったということでお答えをさせていただきます。

○松村 潤議長 神谷長平議員。

○11番 神谷長平議員 非常に残念ですね、本当に。1年ぐらいで結婚して辞めていってしまうなん

て。そういうのは、ある程度二次試験の中で聞くことはできないのですか。そういうあまり入るとまずい話になるから入りませんけれども、これは裏の話として、もう少し長く勤務できるような職員をできるだけ採用するように努力をしていただきたいと思います。

それでは、次に移りたいと思いますが、国、県からの権限移譲による負担増について。事務量も増えていると思いますが、平成28年度から現在まで6年間の職員の数ですが、これが1,152人いました。これ職務分掌表から数字を拾いましたけれども、これ6年間で割りますと、平均しますと192人ですか、すると現在の職員の体制を見ていると190人前後を動いています。そういう状況を見たときに、新年度スタートするとき、今年の場合が192人ですか、192人で新年度職員の数が、採用者が9名と、それと長期休暇者が5名と、全体では195人になるわけですけれども、長期休暇者が入っていると190人ぐらいになるのかなと。そうしたときに、今年度は機構改革で新しい課が増設されたわけですけれども、大変な時期かなと思います。職員の負荷を和らげるような考え方は、何か町長はお持ちですか、お伺いします。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 庁舎の中の組織形態は、それぞれその職務分掌に基づいて行っていると。そして、その職務内容によつての適材適所の配置ということは、総務課の人事係のほうで十分調査をして、そして職員一人一人にそれなりの負荷がかかるよう、大きく負荷がかかるような人員配置はしていないということで考えております。したがって、その職種によっては、時期的に大変繁忙な時期もありますから、例えば今このコロナの状況を考えますと、その対策について町民の皆さんにできるだけ安全で安心な状況をつくり出すということを考えれば、それはその職務の内容によって多少なりともそういった繁忙ありますけれども、押しなべて平均が図れるような職員の配置、それも適材適所という形で行っているということでありますので、できるだけ職員に負荷がかからないような状況はつくっていききたいと、このように思っております。

○松村 潤議長 神谷長平議員。

○11番 神谷長平議員 町長、平成12年の4月には町全体の人口が2万7,512人いたわけですが。職員数224名、これで割ると職員1人当たりで122.8人の分の事務、それから今年度、令和4年1月末現在、これが2万5,098人、それで職員数が195人、全体的に人口も減っておりますけれども、人口が2,414人減っております。職員数も29人減っています。1月末現在の人口では128.7人で、これを差し引きますと、1人当たり5.9人増えているのです、現在で。平成12年のときに比べますと。だから、そういう状況を見ると、職員の負荷というのはかなり大きくなってきているわけですね、数字から見ると。だから、先ほど町長が適材適所で配置するといっても、人材がいなければ配置できないと思うのです。ですから、その辺よく町長の裁量の中でぜひ考えていただいて、職員の負荷を減らしていただいて、健康で元気に定年退職が迎えられるような職場環境を整えていただきたいと



ということでお願いをしたいと思いますけれども、ぜひそういう努力をしていただきたいと思います。

やはり過去国のほうから人員の整理、予算の減額と、そういうのがあったと思いますが、その辺についてはもう大分やられているのかなど。国はなぜかというと、地方に権限移譲してくると。自分のところは、仕事の量が減るから職員も減らせると。だけれども、地方は逆に増えるのですね、仕事の量。そういうのを考えると、やはりある程度職員の病気状況を見ると、今の病気状況を見ると負荷が多いのかなど。そういうのを考えるべきだと思いますよ、もう少し。そうすれば、職員が元気になるれば、町民のサービスも行き届くようになってきますので、ぜひその辺についてはやっていただきたいと思っておりますが、町長どうですか。再度伺います。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 国、県からの権限移譲に基づいて、職務の量そのものは大変増えているということは事実でもあります。そこで、私のほうとしては、スクラップ・アンド・ビルドではありませんけれども、そういった必要のないものというのはないのですけれども、今まで実施してきたもので、これはもう少し力をほかに転化したほうがいいのではないかという仕事もあるわけです。しかし、また新たに、先ほどの午前中の質問者のことではありませんけれども、新たな仕事そのものも増えてきております。したがって、そういったスクラップ・アンド・ビルドの考え方も当然取り入れていくということも一つあるだろうと思います。

また、この庁舎の中では、副町長を中心として安全衛生委員会という会も出ていまして、職員の健康状態ですとか、いろんな問題についてその委員会の中で協議をし、そういった問題が起きないような形での事業も実施しているということでもあります。

先ほど1人当たりの職員の人口の割合ということも出ましたが、当然それは一つの自治省なり総務省なりで出された基準ではありますけれども、町としては退職をされた方に対して、現在ではそういったことを十分踏まえて、何人か退職をされた人よりも多く採用し、そしてその事業に充てて頑張っているということも十分配慮して取り組んでおりますので、大変ご心配いただくことありがたく思っておりますし、職員が元気で、よし、あしたから頑張るぞというような士気のスキルアップも図っていきたいと、このように思っております。

○松村 潤議長 神谷長平議員。

○11番 神谷長平議員 ぜひそういう形でお願いをしたいと思いますけれども、これは町の行政実績から拾った数字ですから。これを平均すると大体190人から多くて195人で、少なくとも190人、これをプールすると、今言ったように192.3人が平均職員数なのです。今年は、先ほども言いましたけれども、スタートが195人で動いたとしても、長期休暇者が5人いますから、190人のスタートなのです。それで新しい課ができて対応するから、動いていくのにかなり職員に負荷がかかるのではないかなど、こういう形で。総務省ではなくて、私はこれ実績を基に、町の実績に基づいて拾い出し

た数字です。そういうことで、ぜひ職員が明るく元気で、にこにこ元気にやってもらえるような関係をつくっていただければと思います。

それで次に、大分順序がずれましたけれども、2番の農地埋立て等の指導についてということで、過去の指導状況についてですけれども、大変申し訳ありませんが、過去に戻りますので、お伺いしたいと思いますけれども、町長が平成12年4月1日、邑楽町役場職員職務分掌によると、町長が農政課長から農業振興課長に機構改革で変わった年であると思います。そのときに、農業委員会の事務局長も兼務されたと思います。それから、その職務に携わった間、農地埋立てについてどのような指導の経緯があるか、記憶に残っている範囲で結構ですので、答弁いただければありがたいなと思います。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 農業関係になりますと、農地法があるわけでもあります。その申請者に対しての対応については、本申請をする前にやはり事前の相談を行う中で、その内容によって農地改良届、あるいは一時転用というふうな方法もあるわけですので、その申請者の利用形態によって、その立場上いろいろな形で聞き取りをした上で指導したということでもあります。

なお、県のほうにも町の農業委員会のほうに及ばない県の通達もあるわけでもありますので、具体的に農地の埋立て等、農地法上の取扱いについてによって、今申し上げた改良届ではなくて一時転用ということがあった場合には、そのように指導してきたということでありまして、具体的にどういふ事例があったかということは、大変申し訳ありませんが、ちょっと記憶にありませんので、もし必要であれば遡って調査をさせて報告はできると思いますが、そのような状況で、詳細についてはちょっと把握してございません。

○松村 潤議長 神谷長平議員。

○11番 神谷長平議員 そのときに、現在は農業委員会のほうも要綱を新しく策定したという話ですが、その前は要綱はなかったものですか、町長が兼務していたときには町の農業委員会に対する要望みたいのはあったわけですか。その辺のお尋ね。記憶にないですか。記憶になれば結構です。あったならお願いします。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 今の私がお世話になったときについては、そういった部分についての要綱は特になかったというふうに記憶しております。

○松村 潤議長 神谷長平議員。

○11番 神谷長平議員 ありがとうございます。大変古い話で申し訳ありませんでした。

それでは、現在の指導状況について触れたいと思いますが、吉田事務局長が就任してから現在ま

での期間で、何件くらいの盛土に対する指導件数があったか、答弁願いたいと思います。

○松村 潤議長 吉田農業振興課長。

〔吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長登壇〕

○吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

令和2年度が2件、令和3年度が3件となっております。

以上でございます。

○松村 潤議長 神谷長平議員。

○11番 神谷長平議員 5件の指導があったということですね。その中で、やはり12月の定例議会の会議録の中で、局長はこのような回答をされていますが、令和3年12月定例会の議事録を参考にお尋ねしますけれども、「現在では土地条例と農地改良届では整合性が図られていない状況でございます」との答弁でありましたが、再度この辺について局長に確認をしたいと思います。

○松村 潤議長 吉田農業振興課長。

〔吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長登壇〕

○吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

関係機関との連携確認が密に取れなかった点が原因かと思われます。合議についても確認不足の点があったと思われます。現在では関係各課に回議をし、連絡を密に取るようにしておりますし、繰り返しになりますが、事業面積が500平方メートル以上については土砂条例の許可申請が必要になりますので、申請者についてはその旨を伝えてございます。

以上でございます。

○松村 潤議長 神谷長平議員。

○11番 神谷長平議員 大変前向きな答弁ありがとうございます。局長は、町の中にある土地利用対策委員会のメンバーでもありますよね。そうすると、開発事業に関する現地調査等もあるわけですから、当然その辺については整合性が図れる立場にあります。それから、道路、水路等のやはり状況、盛土によって道路が崩れたとか、そういう状況が起きたときには当然この原因者の整備になるわけだと思います。その盛土条例の中ではそのような形で触れていますから、恐らくの関連性についてはあると思いますので、ぜひともいい行政指導をやっていただきたいと思いますので、これからも大変でしょうけれども、努力をしていただきたいと思います。

少し時間残りでしたがけれども、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○松村 潤議長 暫時休憩いたします。

〔午後 1時56分 休憩〕

---

○松村 潤議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

[午後 2時09分 再開]

◇ 松 島 茂 喜 議 員

○松村 潤議長 7番、松島茂喜議員。

[7番 松島茂喜議員登壇]

○7番 松島茂喜議員 皆さん、こんにちは。7番、松島茂喜でございます。通告に従いまして、順次質問をさせていただきますけれども、今日は3月9日ということで、非常に小春日和というか、春目前というか、既に春になっているのかなというような陽気でもございます。春と言えば、やはり風物詩になっているのは桜ということかなと。今日は、ぜひ金子町長に桜の花を咲かせていただきたいと、すばらしい答弁によって。咲かないと散りませんので、散る前にまず咲かせていただくということが大切なのかなと思いますので、ぜひそのように答弁をいただけるとありがたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

今回の私の質問は、土砂条例違反についてということと、それから農業委員会の役割と課題についてという2項目にわたり、90分間議長のお許しをいただきましたので、させていただきますと思います。土砂条例違反につきましては、これで3回目になります。去年の9月からこの問題については新聞紙上でも取り沙汰されて大きな問題になっていて、現在も進行形という形になっています。この問題もそろそろ決着を見ないと、やはり町長としても、そして私にとっても、これはあまりよろしくない状況かなというふうに思っております。ぜひ今回の質問で完結するように、私も努めて質問をさせていただきますと思いますので、町長のほうもよろしくお願いをしたいと思います。

まず最初に、これまでの経過について、概略でございますけれども、私のほうから説明をさせていただいた中で質問に入りたいと思います。この問題は、去年の9月1日付の上毛新聞が発端となりました。それに加えて、それと同時に町民の方々から様々な、私のところにも苦情をいただいているところでもございます。無許可で盛られた盛土が6か所、7か所あったと。条例施行後、そのうちの6か所が同一業者、また残りの1か所が別の業者ということで、その6か所のうちの3か所について、条例に基づいて町長は原状回復措置命令を出したと。これが9月17日付でございました。当然それは行政処分として行っているわけですから、期限を設けなければならないということで、同年12月24日を期限としてその措置命令書を出したということでございました。

その3か所について、盛られた盛土がその期限内にきれいになるかどうかと、きれいにしてもらおうということで当然行政処分を行ったわけですが、結果的にはその期限を過ぎてもきれいになっていない状況でございます。後にお伺いをしていくこととなりますが、どれぐらいの土砂の量が残っているのか、果たしてそれに、その盛土自体が災害の危険性を帯びているかどうか、そういったことも含めまして順次質問をさせていただくわけでございますが、いずれにしても期限までには片づかなかったということでございます。

片づかなかっただらそれで終わりというわけには、これはいかないわけでありまして、ではどうするのかと、私も期待と不安でその経過を見守っていたところでございますけれども、全員協議会のほうでその件についてお伺いをしたところ、その事業者と金子町長と、それから総務課長、これ三者で協議をし、これからのその盛土をきれいするための計画書を、事業計画書というのですか、それを提出をさせてもらうことになっていると、してもらっていることになっていると、そういった説明でございました。まず、ここで一旦計画書なるものについて、それはどういうものなのかということも含めまして、町長並びに総務課長に答弁をいただきたいのですが、まずその計画書の提出に至った経過、それからもちろん計画書を提出させるに当たってその理由等あると思いますので、その点についてお伺いをしたいと思います。町長でも総務課長でも、どちらでも結構です。

○松村 潤議長 関口総務課長。

〔関口春彦総務課長登壇〕

○関口春彦総務課長 お答えいたします。

計画書の提出を依頼するに至った経過ということでございますが、ただいま議員のほうからご指摘というか、説明のあったように、町の条例の施行基準に違反しているということで、9月17日付で12月24日の期限ということで措置命令を行いました。その後事業者から期限前に措置命令の執行状況について説明したいという申出がありましたので、12月23日午後に関口役場において事業者と、先ほどおっしゃいました町長、あと総務課長の3名で説明を受けたということでございます。

その中で、事業所から盛土の高さについて削減を図って、施行基準にある2.5メートル以下まで回復を行ったという説明を受けました。ただ、こちらで行っている命令は原状回復ということで、2.5メートルを下回るということでは命令に反していますという説明をいたしまして、事業者からは結果的に時間が足らずにできなかったと、このまま引き続き処分を受けている盛土の処理を行うという説明を受けたわけですが、盛土が命令を出す前に比べて低くなっているということについては町も確認をしております、命令前に比べるといわゆる災害の危険性は少なくなっているという判断を行いました、引き続き原状回復、盛土の撤去を行う意思があるのかどうかと確認したところ、あるということでしたので、口頭ではなくて書面で今後の事業計画を出すよう依頼をしたということでございます。それが命令書の提出に至る経緯ということになります。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 非常に詳細にわたって答弁いただきましたので、あらかじめ理解ができました。その協議を行った日時が12月23日、措置命令期限の前の日の午後ということでした。それから、依頼をしたのは事業者のほうから率先して出すということではなくて、行政側がその計画書の提出を依頼したということでありました。その依頼をしたのが町側だということでお伺いをするわけですが、その計画書自体は行政処分として行ったものなのか、それとも行政指導として行ったものなのか、はたまた何の法令根拠に基づかないものであるのか、いずれにせよ依頼をしたのは町側ですか

ら、その法的根拠とその効力についてお伺いをしたいと思います。

○松村 潤議長 関口総務課長。

〔関口春彦総務課長登壇〕

○関口春彦総務課長 お答えいたします。

提出を求めた計画書につきましては、法令等に基づくものではございません。また、措置等を指導する行政指導というものでもないというふうに認識しています。町としましては、条例の18条による公表を行う、これは町長が行うことができるということになっているわけですが、その行うべきかどうかという判断をするための参考として求めたというものでございます。提出された口頭ではなくて書面で提出されたものであれば、その執行が行われているかどうかというのは現状を確認して比較できるということで、それによっていわゆる出されている命令、措置命令ですね、これが履行されているのかどうかということ判断する参考にしたいと、基準にしたいということで提出を求めたものでございます。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 その違反事実の公表、条例第18条に基づく措置をするかどうかという判断の一つの基準として提出を求めたというご説明でございました。そしてその後、説明の中には、答弁の中にはありませんでしたけれども、この計画書なるものが提出されたのが今年の2月、先月の2月8日の日でございました。ちょうど全員協議会がございまして、そのときに私がお伺いをしたところ、同日のその日の午前中に提出があったということでございました。それから既に1か月経過いたしました。果たしてその措置命令を行った箇所の盛土は改善、それからされたのですか、この1か月の間に。町長は、当然現地を把握しているでしょう。その計画書を提出させて、提出させた目的も、今総務課長がおっしゃったように、公表するか否かの判断の指針とするということだったので、当然確認されている。改善されているのですか、その1か月間の間に。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 その出されたときから原状回復に向かって行われているか、すなわち盛土されているものが少なくなっているかということですが、これは農業委員会の農地法との絡みがありまして、当然1か所については農地法の適用を受ける中で、今県の農業委員会と申しますか、県のその立場で審議をしていただいて、いわゆる農地改良届、あるいは一時転用かということを含めて今審査中でもありますので、そういった状況もこの問題については大きく関わってくるのではないかなと思います。したがって、その当時と現在での盛土の状況というのは変わっていないというふうに認識をいたしております。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 町長、そういう言い逃れはやめましょうよ。私も全員協議会でもお話しした

とおりでございますが、あくまでも農地法の関係があるのはその措置命令を行った箇所の盛土、土を搬入している搬入先ではないですか。搬入先が別に農地法の転用だとか、農地改良だとか、そっちの関係との絡みはそれはあるでしょう、搬入先は。そっちの結果がどうであれ、関係ないことなのです。別にほかのところにお金払って持って行ってもらえばいいわけですから。残土処理場ってあるのではないですか、有料の。そこへさっさと持って行って、片づけてもらえばいいわけです。何でそんな搬入先の話になるのですか。そこ全く私関係ないと思いますけれども。現状変わっていない理由は、町長がおっしゃったことが理由ではないです。本当に片づける、そういう気持ちがあれば、きれいにする気持ちがあれば、もうとっくに片づいているでしょう。措置命令の期限がいつだったのですか。12月24日ですよ。それからもう3か月近く経過しようとしているのです。全然同じではないですか。変わらないではないですか、状況は。これだけ待って、これだけ町長の優しい心で猶予して、それでも片づかないのです。そういう状況を町長は今、言い換えると言ったらおかしいですけども、その理由を搬入先の農地の話をされました。これは、ちょっといかなものかと思えます。3か月近くたって変わらない状況は、恐らくずっと変わらないでしょうね、このままでは。町長がそういう姿勢であるなら。

後半の農業委員会のところで、今日は農業委員会の会長の天谷会長にもご足労いただいております。大変ありがとうございます。その件についても併せて後半伺っていくわけですが、たまたま町長の答弁の中にそういったお話が出たので、あえてちょっと順序は変わりましたが、お伺いしているわけでありませう。

問題になっているのは、その原状回復を命令を出した。ところが、そのままそっくり残っているわけです。多少山は少なくなったにせよ。そうではないですか。では、その残土を町長は、今のさっきの発言だと搬入先の中野地内、恐らく、になるのかと思えます。それは、課長が前答弁したとおりでございます。そこに運び込ませようというお気持ちなのですか、町長は。そういうふうには聞こえませんでした。どうなのでしょう。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 私がお答えした中で、農地法の関係は、今命令を出した3か所の土地があります。

2か所については地目が山林と、もう一か所が農地ということの中で盛土がされていると、残土が残っているということがありましたので、1か所についてはということをお願いしたつもりでもあります。

さて、それでは、今残っている残土をどのように処分をするのかということについては、これは私のほうからこうしてほしい、ああしてほしいということはその事業者が行うものであって、どこどこに搬入すべき、どこどこに搬入してほしいということは当然のことながら申し上げることはできません。したがって、盛土条例に基づいた中での措置といいますか、12月24日までにできなかった

たという事実があるわけですので、その計画書なるものに従って、その計画書も具体的に示しがないので、再三にわたってその事業者については示すようにという指導はしておりますけれども、これは事業者によってその残っている土砂については搬入先を見つけていただいて、町内になるか、町外になるか、それはちょっと分かりません。現状では一日も早くその残土がなくなるように、今後も引き続き指導をしているということに尽きるわけですが、計画書そのものについて、具体的な数字は今お願いしているところでもありますので、生ぬるいというような感触も受けるかもしれませんが、私としてはその事業者に繰り返し申し上げ、そしてそれができないということになれば、これは盛土条例で決められている公表ということについて、その状況がきちっとできないということになれば、公表ということも考えているところでもございます。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 非常に頼もしい答弁でした。12月24日の措置命令期限から3か月既に経過していて、その措置命令が過ぎた状態から現在に至るまで、多分ほぼだと思えますけれども、ほぼ残土の山はそのままの状態。なおかつ法令にも基づかない、何の根拠もないその計画書というものを提出させ、その計画書の中にも、先ほど町長おっしゃいましたけれども、その残った盛土をどこに運んでいくのだというその搬入先も指定されず、いつまでにそれをやるか、どういう計画でやっていくか、その詳細についても全く書いていない。全員協議会の説明では今年いっぱい、12月中ということになっているというお話だけでございましたけれども、その計画書、私だったら逆に、私がその計画書の提出求められたら、そんなもの出しません。なぜか。提出する義務がそもそもないからです。ないではないですか。何かの法令に基づいて、また条例に基づいて、様式ができていて、措置命令のように、それを出さなくてはならないもので請求されたのだったら私も出しますけれども。何もありません。別に出さないからといって罰則があるわけでもなく、従う義務そのものがないのです、そんなものは。それをその事業者に対して提出させようとしたその行為自体が、私は不思議でならないです。そうではないですか。

いつまでそういう状況続けていくつもりなのですか。どんどん町民の皆さんの不安は募るばかりですよ、期待はないですけれども。いつになったらきれいになるのでしょうかね、自分の家の隣に同じようなものが造られては困りますねと、そういう意見が、どんどん、どんどん声が大きくなっています。そういう状況にもかかわらず、ずっと放置しっ放しなのが今の金子町長ではないですか。何をやっているのかさっぱり分かりません、私はそれでは。

先ほど答弁の中にちらっとありました。農地というのが、措置命令を行った箇所3か所のうちの1か所が農地だったから、そんな話をしたと。そこの農地の転用の許可を申請するようなものが出ていますか、農業委員会のほうに。そういうことになりますかね。私は、1つここで確認したいのですが、これは数値的なことなので課長に伺いますが、現在のその盛土の状況、措置命令箇所の命令前に積まれていたその土砂の量、それから措置命令期限が終了した後、どれぐらい



減ったかということです。それぞれの土砂量、それからまた搬入先である中野地内3か所という、それは課長の答弁によって、私も明らかになっているわけですが、12月議会で。そこで、そこは町長が許可しているわけですが、搬入先は。そこに搬入されている土砂の量、それが現在搬入されている土砂の許可した量と実際に入れられている量、それぞれ。それから、中野地内の町長が許可した農地でしょうけれども、その農地に盛られた残土の山を平らにならしたときにどれくらいのそれが高さになるのか、その点について課長のほうに答弁を求めます。

○松村 潤議長 山口安全安心課長。

〔山口哲也安全安心課長登壇〕

○山口哲也安全安心課長 お答えいたします。

これから申し上げる数値につきましては正式な測量ではなく、レーザー距離計を用いて計算したもので、全ておよそということでご了承のほうをいただければと思います。

まず、狸塚地内の措置箇所については、命令前は約2万1,000立米、期限終了後は約1万3,000立米、中野地内の指導箇所につきましては、命令前は約1万2,000立米、期限終了後は約6,700立米でございます。

中野地内の搬入先について、2度の申請時の予定量は合わせて9,400立米、実際に搬入されたと思われる量は、事業の途中のため凸凹ではありますが、高さについてざっくりではございますが、平らにならしておよそ2メートル、それに面積を乗じると、合わせて約2万1,000立米搬入されている計算になり、結果約1万1,600立米ほど多く搬入されているのかなと推測をされます。

以上でございます。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 驚きの数字ですね。町長が許可されたのが9,400立米です。中野地内に入れていいと言って、言ってというか、入れるよという許可証を許可したのは。実際に入っているのが2万1,000立米という今説明でした。平らにならすと2メートルになる。この状況に鑑みて、町長はどういった見解をお持ちなのでしょう。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 これについては、計画に基づいて、申請に基づいて実施すべきところを、それを大きく逸脱をしているといいますか、量が搬入されているということについては、その事業者に対しては大変遺憾であるというふうに思っておりますし、そういうことが今指導の対象という形で進めているところでもありますので、今後そういったことの状況も十分つまびらかに把握した中で指導していきたいと、こんなふうに思います。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 町長、そもそも許可した土砂、残土は、措置命令を出した場所に積んである

残土です。いわゆる最初が違反行為をした場所、そこに盛られた残土を今度は中野地内に運んでいよと町長が許可したところで、また違反行為しているわけでしょう。そういうことになりますよね。そういうことでよろしいのですか。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 ご質問の状況、こちらとしてはやはり申請に合わせた中でやっていただかなければならないわけですが、それを超えて搬入されているということになれば、それは状況に応じてその事業者に対しては是正ということになるか、ちょっとその辺は十分検討しなくてはなりませんけれども、適正な状況にさせていただくということで指導はしていきたいと、このように思います。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 町長、課長の説明ではざっくりと正式な機械で測ったわけではないがというお話でありましたけれども、9,400立米のところを2万1,000立米入っているということです。これ多少間違っていたにしろ、倍以上ということですよ。何でこういう状況になってしまうのですか。おかしくないですか。9,400立米のところを1万立米入ってしまったというのなら話は別です。2万1,000立米ですよ。2倍以上の土砂が搬入されてしまっている状況を町長は見て、これから是正になるかどうか分からないけれども、指導を行っていく。何か幾つ違反行為を繰り返したら町長は桜を咲かせてくれるのですか。

条例に基づいて処理をするというのが大前提であるというふうに町長自身もおっしゃっていますので、その条例を読み上げます。14条にこういうふう書いてあります。「町長は、第7条第4項の許可に付した条件若しくは第10条第2項の規定による許可を付した条件において」、これ「許可条件」すなわち、9,400平方メートルということ、それも許可条件ですね。「において、又は施工基準に違反して事業を施工した事業主等に対して、当該事業の停止を命じ、又は期限を定めて原状回復その他必要な措置を命ずることができる。」というふうになっています。この条項に基づいて、狸塚地内2か所、それから下中野地内。これは、どうしてそういう地名というか、それが出たかということ、総務課長が全員協議会の中で原議員の質問に対して答弁したときに、そのようにおっしゃいました。措置命令を行っている箇所は狸塚地内2か所、それから下中野地内で1か所。そこに原状回復の措置命令出したと同じように、今度はその土砂を持っていった先の中野地内で同じ違反が行われているということです。違反の種類は違いますけれども。第14条に基づいて処理をしないといけないということです。漫画みたいな話ですよ。違反した場所の泥を片づけて、持っていった先でまた違反行為しているという。普通あり得ないです、そんなの。それを放置しているのです、ずっと。名前も出さずに。前から言っているとおり、名前出すのは抑止ですから。それをしないことで、いつになっても同じことが繰り返されるということです。もしかしたら、私もやるかもしれないです、名前出されないのだったら。そういうことになります。それでは困るので、質問

台に立っているのです、私は。町長もその辺は理解して、毅然とした態度で対応していくというふうにおっしゃっていながら、何なのですか、さっきの対応は。それでは、がっかりするだけです、聞いている傍聴人の方も含めて。それでは困るのです。

さて、現状課長のほうから説明いただきました。搬入先になっている中野地内の土砂の量は、既にそれだけの量が入っているということです。必然的に、もう狸塚地内2か所と、それから下中野地内に措置命令が出されて、残っている残土の山を運び込むことはできませんよね。それでも運び込ませようとするのですか。運び込むことができるのか、できないのか。その点について、町長、二つに一つですから。どっちなのでしょう。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 今回の条例の下ではその行為はできないということで認識をいたしております。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 今回の条例の下ではそれはできないという認識だと。それでは、できるように条例を改正しようとしているのですか。どうなのでしょう。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 そのような考え方は、現時点持っておりません。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 それでは、その措置命令を行っている箇所に残っている残土は、どこに持っていくのでしょうか。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 それについては、私からどこへということは指示もできませんし、先ほどお答えいたしました、その事業を行っている者の責任において搬出をして、原状回復にさせていただくということで考えております。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 いや、おかしいですね。だって、町長、どこかへ片づけてもらわなくては困るのでしょうか、町長も。それだったら、ちゃんと片づけ場所を教えるなり、提供するなり何かしてやったほうがいいのではないのでしょうか。どこかあると思いますよ、町長のお力でお探しになれば。ぜひ探してもらいたいと思います。どうですか。町長自身が探してあげる気持ちはないのですか。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 私自身は、先ほど措置命令ではありませんけれども、その措置命令に基づいて行っ

ていただくということに尽きるわけでもありますので、私のほうからその事業所に対してどこどこに搬出、あるいは町外にというようなことについては考えてはおりません。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 冷たいですね、町長。それでは話が簡単です。町長のほうでもそれが探してあげることもできないし、用意もできない。ということは、持っていくところはどこだか分からない。いつ片づくのかもはっきり言って分からない。そういう状況が3か月続いているという話を何度もさせていただいております。その状況のままでよろしいのですか。何か月たとうが、何年たとうが。既に1月から始めて5月20日までという。5月以降は雨季に入るため、作業ができないので、今年の11月、12月でならずと、平らに。そういうふうには計画書に書いてあるという説明を全員協議会の中で受けています。今日は3月9日です。もう1月中、2月中、既に終わっていて、提出されたのが2月8日で、そこから1か月たっている。もうこの状況は、もう最終的なやはり判断をするしかないのではないですか。総務課長は、私に最後の切り札とおっしゃいましたよ。ちょっと廊下でお話をしたとき。それを切ってしまうと、逆にその事業者はもう片づけないのではないかと、そういう心配をされているようでした。

しかし、今の私と町長のやり取りをお聞きになって、皆さん分かったと思いますけれども、措置命令を行った箇所の残土の山がきれいになるという保証はどこにもない。いずれにしても、事実の公表を条例に基づいてしてもしなくても、残土の山は片づかないですよ。それであるなら、抑止を働かせるしかないです。次に同じような違反行為が繰り返されないために、氏名公表はすべきです。しておかないと、どんなことしたって名前出されないのだったらやりますよ、また同じことを。そういうことを町長は望んでいらっしゃるでしょう。それであるのだったら、桜を咲かせませんか。何度も言うようですよけれども。そうしない限り、この問題は解決しないと思います。住民の皆さんだって、いつまでも片づかない状況で迷惑を被り、また町長自身もなぜ公表しないのだということで町民の方からお叱りを受け、私も同じです。同様です。なぜ条例に基づいた措置ができないのでしょうか。その点も含めて、町長、明快な答弁をいただきたいと思います。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 公表してもしなくもという中であっても、その盛土がなくなる保証はないというようなお話がありましたが、そうあっては困るわけです。ですから、その原状回復に向けて、事業者には一日も早くその改善を図ってもらうということに尽きるわけですが、私は以前、やはりご質問の中で、公表を前提として考えていますというようなお答えをさせていただいたと思います。その前提は何かということになるわけですが、その前提は期間はたっておりますけれども、その盛土が地域の環境にいわゆる原状回復がされるということを含めて詰めているわけでもあります。したがって、その事業者がこの環境条例、土砂盛土条例に基づいて一定のところまでは頑張ってきていただいた

ということは私は認める必要があるだろうと。ただ、それだけではまだ2.5メートル残っていますということを原状に回復するようにということで、今詰めている状況でもありますので、私はその事業者に関るような問題があつて、なくなることはないだろうということについては、これはそのようなことがないように今後も追及をし、なおそれができないということであれば、これは申しあげましたようにその事業者の公表をするということで今後考えていきたいと、そのように思つております。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 いいですか、町長。町長のおっしゃっていることは全て私情です。私情を絡めてもらつては困るのです。町長、公人ですよ。町長として、また公人として、町長にしかない権限を行使して措置命令書を発出したのでしょう。それに従わない者に対して、今度は私情を絡めているとしか言いようがないです、それでは。

〔「そんなことはないよ」と呼ぶ者あり〕

○7番 松島茂喜議員 そうではないですか。では、そうではないとおっしゃるのだったら、その残土の山がしっかりと、いつまでに、どういう計画でいつまでに片づくのどというふうに担保をおっしゃってください。担保取っているでしょうから。どんな担保だか知りませんが。私は、その搬入先になっている場所の許可書や、当然その事業を行う上での資力の証明や、そういったもの最低限必要だというお話も全員協議会の中でさせていただきました。そういう具体的なものを取つてあるでしょうから、私情でないというなら。それをお示しいただけますか。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 この担保といいますか、それは先ほどもお話がありましたけれども、措置命令の期間が過ぎた、その後の状況で、先ほど総務課長がお答えをいたしましたけれども、その中で計画書を出していただきました。その計画書を基にすれば、措置命令期間が過ぎてから一定の期間、事業を行つていくと。たまたま盛土しているところが湿地帯ということもあつた中で、その転圧といいますか、沈むということも十分踏まえて、そしてある一定の期間、養生期間が必要だということがありますから、最終的に、先ほど12月ごろという話もありましたけれども、それがそこまできかないまでも、早くその事業者については、その計画書のとおり進めてもらうということに尽きるわけですが、それが担保能力があるかないかということで、これは信用の問題になっていきますので、その事業者の状況も十分踏まえた上でということで、決して私が個人的にその事業者について付度をしたり、そんなことは考えておりませんし、決まりの中で進めていただくということに尽きるわけでもありますので、今後引き続きもっと具体的な計画書も、まだ出してはいただけていないのですけれども、何度か面談をした中で、そのような形でお願いはしてありますけれども、今後もお一層強固にして、そしてそういう状況がつかめない、理解できないということになれば、先

ほど申し上げたような形で公表していきたいと、このように思います。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 先ほども申し上げましたけれども、町長が行った行政処分は、原状回復の措置命令です。それに従わなかったわけですね。従わなかった次の手段は何か。措置命令書に書いてあるではないですか。この期限までに原状回復、措置命令に従わなかった場合には、条例第18条、事実の公表を適用すると、刑事罰の部分についても本来書くのでしょうかけれども、それ時効だから、それはないにしても、事実の公表だけは当然残っているわけで、その部分は措置命令書に書いてあるではないですか。書式はネットから引けるから、私ネットから引いて見ましたけれども。行政処分を行って、それに従わなかった者に対して、なぜその計画書の提出をさせなくてはならないのですか、そこから。それ自体が私は私情を絡めていると言っているのです。だって、提出を求められた事業者のほうは法的根拠がないのですから、提出する義務がそもそもないのです。中身なんかどうだっていいのです、いいかげんでも。それに対しての罰則があるわけでも何でもない。何でそんなものを要求するのですかって話です。それ自体が私情を絡めていると私は言っているのです。

私情を絡めなければ、どういうふうにするか。ちゃんと先ほど言ったように措置命令書自体に書いてある、表示の上に書いてある期限までに従わなかった場合には事実の公表、第18条の事実の公表を適用すると書いてあるのですから。適用する場合には、どういうことが条件として付せられているかといえば、町長もご承知のとおり、条例の中には災害の危険性があるというふうに認められる場合においてはと書いてあります。災害の危険性があるかないかについては、さきの全員協議会で私、町長にお聞きして、担保取りました。山は少なくなっているけれども、100%災害のおそれがなくなったと言える状況ではないという回答でした。先ほど課長のほうからいただいた数字を見れば分かるのとおり、半分以上残っているのです。その状況で、山が小さくなった、少なくなった、改善された、言えるのですか、半分以上も残っていて。2.5メートル超えているところだってあるでしょうに、目視ですけれども。災害の危険だって残っているわけです。それを町長、認めているわけです。

ですから、条例に基づいた処理をしなければならないということなのです、もう。そういうことです。逃げ場がないのです、はっきり言って。何で計画書なのですか、そこで。それを私情を絡めているって言わないのですか。誰が聞いていても、私が言っている話は理解していただいていると思います。理解できていないのは町長だけです、残念ながら。そういうことやっているから、違反行為が次から次へと重ねられているのではないのですか。さっさと名前出せば止まります。出してください。出さざるを得ないと思います、私は。いつまでに従わなかったら出すとか、計画書の中には何も書いていない、何も書いて担保されていないけれども、一応期間は書いてある。何で3か月の原状回復措置命令出して、期限付で。今度は1年待つのですか、その計画書で。訳分らない。そんなことをやっていて忖度がないとか、私情が絡んでいないとか、誰が信用するのですか、そん

な話を。

さあ、もう最後ですよ、町長。最後の機会だと思います。ここで公表すると言わなければ、ずっと公表しないと思います、町長は。そういうことで聞いている皆さんも、町民の方々も認識をしていただきたいと思います。今後同じようなことをやっても、もう名前も出されないという実例を町長が作り上げることになります。同じようなことが起きます。邑楽町がいつまで存続するのか、それは分かりませんよ。合併とか、そういうものもあるかもしれません。ただ、この地域に住み続ける人、また新しく生まれてくる子どもたち、みんな同じような目に遭うのです。そういう状況を町長が作り上げてしまいます。それでよろしいのだったら、名前出さなくてもいいのではないですか。どうですか。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議員、私は公表しないとは言っていないのです。公表しないとは言っておりません。先ほども議員のほうからも、なくなる保証がないというようなお話もありましたが、それがどういう意味か分かりません。

ですから、私が申し上げているのは、その事業者に、そういうことはないような形での対応を早急に進めてほしいということをお願いしているということです。したがって、公表する場合に、一定の状況がそれ以上いかなければ、もうそれは議員が言われるように公表ということになります。したがって、前提ということが、それによってその盛土等が早くなくなるように、原状回復していただくようにということがあるものですから、その前提がなくなれば、私はもう別にそれを条例に基づいて公表するしないではなくて、公表するということで考えているというのは繰り返し申し上げますので、そのことについては今後も担当して、また私自身もその事業者については十分緊急性を持った対応をするように指導をしていきたいと、このように思います。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 その措置命令を行った箇所の残土がきれいになる、原状回復される保証がないと私が申し上げたことに理解ができないというお話でした。私は、何に基づいてそういう発言をしたか、もう一度だけ言います。その提出された計画書の内容です。どういう段取りで片づけていくのか、搬入先がどこなのか、その搬入先の許可は得ているのか、資力はどれぐらいかかるのか、その資力があるだけの証明があるのか、そういったことを全く記載されていないというお話でしたので、担保が取れていないから保証はないと申し上げたのです。そういうことです。そこに記載されていれば、あるのではないですか。ただ、法的に根拠のないものを提出させているわけですから。事業者は、それに従わなかったからといって、何の罰則も受けないということです。行政指導でも、行政処分でもありませんので。ただ、相対で3人でお話合いをして、提出をしていただくことになった。ただの紙切れです、そんなものは。それを信じて、町長は信じているのでしょうか、やってい

るものだって、12月までに。ただ、だから私聞いたではないですか。やっていただけるって思っているのだったら、その担保となるもの示してください。ないのでしょうか、担保が。それでは、信じられませんかね。幾ら強い信頼関係でおつながりになっているのだから知りませんが、信用できません。それを信じるというのでしょうか。

話を聞いていると、3か月という期限を切ったにもかかわらずできなかった、今度は1年見ると。その中で、逐一事業者のほうに早急に、今おっしゃいましたけれども、どこにその残土を持っていくのか、ちゃんとはっきりした計画を出してくれというお願いをしていきたいというお話でした。提出されたのは2月8日です。今日3月9日、1か月間待って、何にも出されていないという状況です。これ今までに何回やっているのですか、そういうことを。これからいつまでそれを要求していくのですか。いつまでにそれがされなかったら町長は公表するのですか。そういう話になりますかね。私は、そんな話をしたくないです。直ちに、もうそういう期限も全て切れているので、そういう状況ではないので、今すぐ公表してくれと、そういうお願いをしているのです。

どうするのですか。町長は、そういうお気持ちなのでしょう。私と全く違う考え方なので。それなら具体的に言えばいいではないですか。いつまでにその事業者に対して、どこへ、具体的にどこの場所に、どれだけの量を運び込むのか。それを担保取る、ちゃんと約束をさせる。法的な根拠のある手続は取れませんよ、町長。何度も言うようですけども。計画書の提出自体が何の法的根拠もないのだから。その計画書が仮に出てきたとしても、その内容が何の担保もされたものではないのです。守らなくても別に何の罰則もないですもの。措置命令ありましたけれども、公表と、それから刑事罰。刑事罰は時効なので、公表のみ。それは罰則ですよ、一つの。今回の計画書に関しては何にもないです。それでもまだその計画書の内容を具体化するように求めていくのですか。最後、もう農業委員会の会長も待ち遠しくて待っているのです、教えてください。最後です。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 事業者と早急に協議をしてというか、事業者から状況を聞く上で対応していきたいと、これも早急にやっていきたいと、このように思います。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 早急と言うのですから、今日あしたのうちでしょう。対応して、駄目だと、その時点で出てこなかったと、担保が取れないということだったら、すぐ公表していただけるということでもよろしいのですか。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 その早急ということがいつまでということではありますが、今日あしたということにはなかなかならないかと思いますが、いずれにしても早い、早急のうちにそのような形を取ってい



きたいと思います。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 対応は聞きました。早急のうち、いいでしょう、二、三日でも。3日、4日でもいいでしょう。今週中でもいいです。ただ、そこでしっかりとした担保となるような、片づけていただけるようなものが出てこなかった場合においては、即時公表するという認識でよろしいのですね。確認です。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 今まで話し合った前提となるものがないということになれば、そのような理解をしていただいて結構です。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 前々任者の大野議員には大変申し訳ないです。今のは50点ぐらいの回答ですか。ゼロ回答ではなかったような気がしますけれども、いずれにいたしましても、もう堪忍袋の緒が切れると申しましょか、もういいかげんにしてもらいたいというのが町民の皆さんの声でございます。その声に応じていただくのが町長の役目でございますので、ぜひとも今おっしゃったこと忘れずに、そのまま実行していただきたいというふうに思います。

大変時間が押してしまい、残り30分ということになってしまいました。もう一つの質問の項目でございますけれども、農業委員会の役割と課題についてということでお伺いをいたします。先ほど触れさせていただきましたが、今日は天谷農業委員会会長にもご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。心より感謝を申し上げたいと思います。

この農業委員会は、農地がある全国の自治体に置かれているということになっているのかなと思いますが、その役割は、私のほうで申し上げてしまいますが、当然その農地の適正化や遊休農地などの、またその管理というか、それをまた新しく農地に換えたりですとか、集積でしたりとか、そういったものを主に行っているのが農業委員会。また、農地法に基づいた転用許可に向けての農地パトロールやその審議、そういったものも課せられているわけです。そういった農地法などの法令を背景に、また根拠に仕事をされているわけでございますけれども、そういった仕事をされていく中で現在の邑楽町の農業委員会として、様々な問題が起きたりですとか、様々な課題がそこで生まれてきたと思うのですけれども、長年会長をやられているということでございますから、天谷会長も。ご自分が、ご自身が会長になってからでも結構ですし、その以前の問題でも把握していらっしゃるようでしたら結構ですけれども、今現状としてどんな課題が農業委員会には課せられているというふうに認識をされているのでしょうか。

○松村 潤議長 天谷農業委員会会長。

〔天谷 豊農業委員会会長登壇〕

○天谷 豊農業委員会会長 お答えいたします。

農業委員会の役割は、農用地などの最適化、担い手への農地利用の集積……

〔「役割じゃない。課題。私が聞いているのは課題。役割は私お話ししました。課題だけ答えていただければ」と呼ぶ者あり〕

○天谷 豊農業委員会会長 お答えいたします。失礼いたしました。

農家人口の減少及び高齢化が進んでおり、平成27年、販売農家数508戸に対し、令和2年では379戸に減少した。前回調査より129戸の減少が見られます。前回比74.6%になったことが大きな原因と考えられます。担い手への育成や新規就労者の獲得が必要と考えております。

以上でございます。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 大きく2つほど挙げられたのかなと思います。農家人口の減少に伴って、新規事業者の開拓等が課題かなというようなご答弁でございました。結構です。その課題について、その課題を解決するために、農業委員会としたら具体的にどんな施策を行っていかうと考えていらっしゃるのか、その点についてお伺いします。

○松村 潤議長 天谷農業委員会会長。

〔天谷 豊農業委員会会長登壇〕

○天谷 豊農業委員会会長 お答えいたします。

昨年の4月より農業委員10名と農地利用推進委員15名で、毎月、日を決めて農地パトロールを行い、耕作放棄地の発生防止に努めております。

また、コロナ禍で人・農地プランにおける地域の座談会ができず、農地の集積、集約化が進んでいませんが、できる状態になったら担い手農家と中心になって座談会を開催し、農地の集積、集約化を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 大変すばらしい解決策を今お伺いして、私も安心をいたしました。金子町長の答弁の後だったものですから、私の胸にぐさっと刺さりまして、これで邑楽町の農業も心配ないと、未来も心配ないというように私は感じたのですけれども、ほかの方はどうだったか分かりません。

いずれにいたしましても、農業委員会のその役割と課題という題目になっておりますが、課題につきましては今会長がおっしゃったこと以外にも、恐らく幾つか、何点かあるかというふうに私は思っています。これは時間の関係もありますので、私のほうから指摘をさせていただきます。1つは、違反転用に対する対応です。この違反転用ということは、前の質問の土砂条例違反の関係にも

関係いたしますけれども、この違反転用がどれぐらいあるのか、その点についてちょっと内訳も含めて課長のほうに答弁をいただきたいのですが、過去5年間の違反転用の件数、これは年度ごと、それから合計、両方ということです。併せてお伺いしますが、その違反転用の件数のうち、先ほど会長の答弁の中にもありましたが、農地パトロール、これによって確認がされたという件数が何件あるのか、その部分について課長のほうにお伺いをしたいと思います。時間がないので、簡略で結構ですが。

○松村 潤議長 吉田農業振興課長。

〔吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長登壇〕

○吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

まず、違反転用の件数ですが、平成29年度が7件、平成30年度が3件、令和元年度が4件、令和2年度が6件、令和3年度が12件、合計いたしまして32件でございます。

続きまして、農地パトロールによって発見された事例は何件かということでございますが、農地パトロールにおける違反転用の発見件数につきましてはございませんでした。

以上です。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 過去5年間で32件、うち農地パトロールによって発見された件数、確認された件数ゼロ。これ何のために農地パトロールやっていらっしゃるのですか。ただ単に耕作放棄地の是正指導だとか、そういったことだけでとどまっているという結果ではないのでしょうか。そもそも違反転用を発見するために、農地パトロールをやっていないと言われればそれまでなのかもしれませんが、それでもそれはあまりにもちょっと農業委員会としていかなものかと思いますが、今の数値を聞いた中で、会長として感じるものがあたらお願いしたいと思います。

○松村 潤議長 天谷農業委員会会長。

〔天谷 豊農業委員会会長登壇〕

○天谷 豊農業委員会会長 お答えいたします。

15名プラス10名で、もう少し細かい点の数字まで監視できるよう努力いたします。今後の、ちょっと抜けていたところあったかもしれないですけども、今後気をつけて善処いたします。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 ぜひ農業委員も我々と同じように血税からお給料いただいているということです。最適化推進委員もそうです。その分は最低でもお仕事していただくということが必要なのかなと思います。一生懸命やっている方もいらっしゃいますが、ただ組織としてあまりにも、ゼロというのはちょっと、実績がゼロなので、情けないのかなというふうに思います。

違反転用について戻りますが、この違反転用は、今の話は農業委員やその最適化推進委員の監視というか、農地パトロールの部分でちょっとまだ細かいところまで見られなかったというようなこ

とが原因になっているかと思うのですけれども、それ以外に私は原因があると思うのです。これだけの件数が5年間で行われてきてしまった原因。直近のことで申し上げますと、先ほど措置命令箇所の残土を持っていった中野地内の農地に関してです。ここは、農地改良届を先に出しました。ところが、土砂条例のほうでの許可申請も必要です。土砂条例のほうで出した際に、建設残土ということで許可を得ているわけですから、当然安全安心課から農業委員会のほうには合議されているはずですが。この農地には残土が入るので、農地改良届ではなくて、それを受理せずに農地転用の許可申請を行うよう指導しろと、当然そういうことになっていると思うのですが、そういった合議がしっかりされていないのではないかなと思うのです。また、合議の段階ではされていても、それを受け付けた職員のレベルで判断をして、結果的には転用をかけずに、違反転用のまま残土が農地に入れられたと、そういう状況をつくってしまったかと、二つに一つかと思うのですが、課長、どちらなのでしょう。

○松村 潤議長 吉田農業振興課長。

〔吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長登壇〕

○吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長 答えいたします。

安全安心課からの合議はございました。その点につきまして、確認不足の点があったかと思われる。今現在では農地改良届においては、安全安心課への合議をしております。連絡を密に取っております。

以上でございます。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 確認不足で済まされる問題ではないのではないですか。これは、ちょっといいかげんにしてくださいという話です。皆さん方、行政のプロでしょう。ちゃんと自分の所管する根拠となる法令や条例、そういったものは当然把握した上で仕事をされているのが当たり前です。何ですか、今の課長の答弁は。町長、あれでいいのですか。確認が甘かったというか、確認がちょっと行き届かなかったって、それで済まないでしょう。それちゃんと確認していればどうなったのですか。先ほどお聞きしたように、9,400立米許可したものが2万1,000立米入れられた。ずっと違反転用の状態の中で、それだけ入れられたということです。そういうことも防げたのではないですか、ちゃんとやっていけば、農業委員会の窓口が。私は、そういうふうに思いますけれども、町長どうですか、その辺。本当は会長に聞きたいですけれども、会長に聞いてもちょっと申し訳ないので。町長どうですか、その辺。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 その行為を行うときに十分な検証が行われ、なおかつその土壌分析ということが確実に行われていけばということが前提にあるわけでもありますので、双方の担当においてはそれぞれ

れの見地からその状況を承知をしていたというふうに私は思っているのですが、その農地改良をする中に建設残土ということが、お話がありましたけれども、その建設残土なるものが農地に対して、完全にそれは駄目ですよということのものなのか、土壌分析ということが必要になってくると思いますので、単に建設残土ということをして、果たしてその行った行為が全てが悪いかということも十分これは、先ほど検証という話がありましたけれども、してきた経緯は私はあるのだろうというふうに思います。あくまでも農地改良ということから一時転用ということに変わるということになりますと、その用途が変わりますので、その辺のところについては農業委員会のほうでも許可をしたということについては、その状況を調べませんと、私のほうから特にこうだと言いきれませんが、言ってみればやはり意見の、情報交換を十分に取った中で今言われるような問題が起きないようにしていかなければならない、これは私たちの仕事の職務でもありますから、十分回答ができるような状況は必要だろうと、このように思います。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 先ほど、前任の神谷議員の質問の中の答弁で、町長が職員時代に農業委員会の会長、事務局長を兼ねていたというときにお話の中で、事前にその申請に来た事業者と協議というか、話をちゃんと聞いて、どの法令に当てはまるのか、どういう手続を取ったらいいのか、その点をしっかり確認した上で申請を出してもらう、そういうことをやっていらっしゃったというお話をされていまして。ぜひ町長が現役時代にされていたそのお仕事の内容を、今の職員の方々に教えていただきたいと思います。そういうことをしていないのでしょうか。だから、こういうことが起きてしまうのです。情けない話ですが。

情けないで思い出したので、ついでにもう一つ。通告してありますが、この農業委員会総会の会議録、議事録、これについて申し上げたいことがありますし、お聞きしたいこともあるので、最後にこの件についてお聞きしようと思います。この議事録は、当然この議会においても議事録は作成され、議事録署名議員が指名され、署名して、議事録完成して公表という形になっています。同じような運びで、農業委員会にも当然その議事録を作成する義務が農業委員会等に関する法律第33条において定められています。その公表の方法ですけれども、インターネットその他適当な方法によりということになっていまして、残念ながら邑楽町におきましては、窓口に見せてくれと来たときは見せるけれどもという状況でありました。それではまずいということで、私のほうからお話をさせていただいて、去年の11月だったと思いますが、頭のほう、11月5日あたりでしたか、その話を事務方にさせていただきまして、ようやくネット上にも、ファイルあるというので、上げてもらうことはすぐだということで、やっていただきました。それで議事録上がったのはいいのです。私も上がったから、初めて見てみました。傍聴にも農業委員会、私行かせていただいています、ここのところ二、三回。そこで、実際にやり取りされたその議事の内容が変えられていて、また削除されていて、また順序が変わっていて、とにかくはちゃめちゃというか、議事録になっていないのです。

私が確認させていただいたところ、12月の総会の会議録でしたけれども、10か所にそれが及びます。一部削減されているところ、全部削減されてしまっているところ、または削減というか、もうまるっきり言い回しが変わっている、文言が変わっているところ。それ議事録って私は言わないと思うのです、そういうのって。何でそういう状況が起きてしまっているのでしょうか。

この議事録に関しては、先ほど申し上げた農業委員会等に関する法律第33条には、会長はということで、その会議録については会長が公開についても、作成についても責任を負うということになっているのでしょうか。ですから、会長にこれは伺わないといけないのかなと思っていますので、会長、よろしくお願いします。

○松村 潤議長 天谷農業委員会会長。

〔天谷 豊農業委員会会長登壇〕

○天谷 豊農業委員会会長 答えいたします。

議事録については、総会を録音し、音源を基に事務局で文字を起こし、確認後、次回総会時に議事録署名人及び会長に署名していただき、公表しておりました。一部要約した部分もございました。議員から指摘後、文字を起こし、委員からの発言などがあつた場合は、委員本人に確認していただいております。その後、次回総会時に議事録署名人2名及び会長に署名をいただいた後に、インターネットに議事録を公開しております。

以上でございます。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 邑楽町の農業委員会の会議規則の中、第25条には議事録に記載する事項として定められています、幾つかの事項が。その事項の中には、議事の経過というものがあります。ところが、実際に今作成されて、インターネット上に公開されているもの、議事録には、議事の経過ではなく会議の概要というふうに変えられています。ここ自体も規則とは違う文言になっています。経過と概要、明らかに意味が違います。そうですよね。これ、会議規則に定められた事項をちゃんとここに書かなければいけないのです。

そもそも教育委員会の会議録も、大竹教育長時代でしたけれども、私のほうから一般質問させていただいて、公開をしていただくことになったという経過がありました、たしか。そのときにも申し上げたのですけれども、教育委員会の場合は、たしかその事務方のほうの説明の部分は全て略していたのです。ただ、どんな説明をして、その説明に対してどんな質問が来たかという流れが全くつかめない記事録になっていたものですから、それをすぐに改善していただいた経過があります。

農業委員会も当然しかりだと私は思います、今の状況からすると。やはりしっかりその規則に基づいたものを作っていただくのも当たり前なことなのですが、その会議録を読んでいる人がしっかりその会議の内容が把握できるものではなくては会議録ではないのです。さっぱり分かりません、読んでいても、ちぐはぐなので。なぜちぐはぐになっているか。さっきも言ったように、順

番入れ替えてしまっているところとかあるからです。何の意図を持ってそういうことしているのか、私には理解ができませんが、それはちょっと、やはりこれは行政事務の執行の一部になろうかと思えますけれども、あまりよろしいことではないと思えます、町長。そのことに対して、そういう事例が実際にあったということですので、伺っていると思えますけれども、その件についてちょっと1分ぐらいでお願いしたいのですが、見解などありましたら、また改善していく何か方策でもありましたら、ひとつお願いをしたいと思えます。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 会議録については、まさに議員が言われるように、議事の内容についてつまびらかにしておくということが最も大切なことだと思っております。概要ということが一部入っているとすれば、それが変に解釈されないような形で要約されるべきであろうと、このように思っております。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 幾つか農業委員会のその役割や課題について、何点か私のほうからも指摘をさせていただきました。僭越ながら会長にもお越しをいただき、そして明快なご答弁をいただいたところでありますので、ぜひ農業委員会の会議、次また行われるのか私知りませんが、いつだか。ぜひ行われた暁には、委員の皆さんと今日ここで私と会長が質疑、答弁を交わしたということも含めて、ぜひご報告いただいて、今後農業委員会として課せられた課題が幾つかあったと思うので、その改善に向けて動いていっていただきたい、前進していただきたい、そして邑楽町の農地がやはり優良農地としてどこの地域からもうらやましがられるような町にしていっていただきたいと思っておりますが、その点について会長の意気込み等ございましたら、最後にお伺いしたいと思えます。

○松村 潤議長 天谷農業委員会会長。

〔天谷 豊農業委員会会長登壇〕

○天谷 豊農業委員会会長 お答えいたします。

今肝に銘じて、今後対処していきたい、このように考えておりますので、あと1年半ですが、残り期間をきちとした形で務めたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 最後に、会長のほうから強い意気込みを感じさせていただけるようなご答弁をいただきまして、私も非常に幸せでございます。

加えて、町長のほうにも土砂条例に関しては、最後の最後である程度の期限を設けた中での対応をしっかりと、氏名公表についてもここ本当に直近のうちに決断をするということでの答弁をいただいたというふうには私は理解をいたしておりますし、聞いてくださった傍聴人の方をはじめ、議

員各位もそのように捉えていただいたのかなというふうに思います。

ぜひこの問題が、質問の中でも申し上げましたが、次の世代、次世代に引き継がれてはならない、また同じようなことが起きてはいけないという思いを私は持って質問を、この問題については3回させていただきます。あまり同じ項目を一般質問で私も行った経過というのは、給食の関係なんかはありましたか。あとは、中央公民館の建設だったり、その辺で行わせていただいた経過がありました。いずれにいたしましても新聞紙上のみならず、私の議会だよりの記事を読んだり、私が書いているブログ等を見ていただいた方から様々な意見を頂戴いたしております。その意見を集約したものを私はここで執行部の皆さんにお伝えをし、そして改善していただけることは改善していただきたいという要望もさせていただいておりますし、それがまた議員としてのこれは職責だというふうに考えております。

町長も当然その辺はご理解されているかと思うのですが、ぜひいいまちづくりを共にやり進めていくために、しっかりと判断をしていただきたいし、私情を絡めることはやめていただきたいし、そういうことはないということでありましたので、ぜひしっかりと法令に基づいた判断をしていただくということでお願いをしたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

○松村 潤議長 暫時休憩いたします。

〔午後 3時40分 休憩〕

---

○松村 潤議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 3時53分 再開〕

---

◇ 原 義 裕 議 員

○松村 潤議長 9番、原義裕議員。

〔9番 原 義裕議員登壇〕

○9番 原 義裕議員 皆さん、大変お疲れさまです。私も長くやりたかったのですが、今回についてはそんな内容はないかなということで、50分ということで皆さんにお願いしたいと思います。

初めに、皆さん、相変わらずですね、こんにちは。お願いします。本日最後の一般質問になります。非常に皆さんお疲れでしょうが、お付き合いいただきたいと思います。議席ナンバー9番、原義裕です。質問通告に従いまして、施政方針について質問をさせていただきます。題目については、昨年と同じ質問をさせていただきます。今年は、多少質問内容を変えて質問をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

先日の町長の施政方針の中にもありましたが、昨年1月17日の閣議決定しております令和4年度の経過見通しと経済財政運営の基本的態度によると、令和4年度の国内総生産は実質成長3.2%程



度、名目成長率は3.6%に見込まれております。国内総生産は、過去最高になると報告がありました。また、消費者物価変化も0.9%と見込まれて、そして地方税、また地方譲与税が増額が見込まれていると報告がありました。

そこで、邑楽町の予算編成等について質問をさせていただきます。まず初めにお聞きしたいのは、平成4年度にコロナウイルス感染症から町民生活を守ると言っていました。どのように守っていくのか、少しかみ砕いてご説明いただければと思います。町長、よろしくお願いします。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 コロナウイルスの関係については、発生以来2年経過してきているところでもあります。その間、町民の皆さんも大変な思いをした中での生活を余儀なくされてきたことだというふうに思っております。町の行政としては、まずはこのコロナウイルスの拡大を防止するためのワクチン接種について、昨年の4月から町民の皆さん方に案内をさせていただき、そして早い方では5月から接種が受けられるような体制を整えて現在に至っているわけですが、やはりそういうことを考えますと、いかに町民の皆さんが安心して安全に、そして健康で生活ができるような環境、また行政での施策をしていかなければならないわけでもありまして、そういったことを最優先課題として取り組み、そして町民の皆さんとともにまちづくりということについて、これからもサービス提供に努めていくということと私自身は考えているところでございます。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 そうですね。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

また、新たな行政サービス、地域連携を求められているとありますが、どのようなことであるのか、町長、また教えていただきたいと思います。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 何といても行政運営をスピーディーに、そしてきちっと行き届いたサービス提供を進めていかなければならないと思っています。この地域連携が求められるということについては、先ほど申し上げたコロナウイルスの感染症を想定したところのウィズコロナ、アフターコロナに対応する新たな行政サービスの在り方等を検討していく、併せて今ご審議をお願いしているところでもあります。令和4年度もいわゆる地域通貨の導入、それから証明書のコンビニ交付、公共施設のWi-Fi環境整備、デジタル化技術の利用によって非接触サービスの拡大などに努めていければと思っております。何といても行政のみではなし得ない、地域の町民の皆さん、多くの関係する皆さんのご指導をいただく中で、このまちづくりを進めていきたいというふうに思っておりますので、やはり地域の連携が密になっていくことこそ、よりよいサービスの提供につながっていくものだと、このように思っているところでございます。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 確かにそうですね。町長、また町民、行政が一緒になってこれからも発展させるということでない、この呂楽町も人口も減って、寂しい町になってしまうのではないかなと。もっともっと成長させる町になるようになってほしいなと思います。

また、最近コロナ感染について、新聞等の公表がなく、町からの公表もなく、町内でも感染が非常に広まっております。先日副町長からも話がありましたように、高島小学校、また長柄小学校等々でも数多くの児童の感染もあったというふうなことを聞いています。この状況について、町長はどのように思うのか、教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 コロナウイルスの感染拡大については、特にデルタ株から、今度、今感染力の強い変異株になってきているということを考えて、特に今学校関係ですとか具体的なお示しがありましたけれども、比較的といいますか、家庭内感染が多いというふうに感じております。したがって、何といても、今まで以上にこの感染拡大防止のためには、一人一人の皆さんがこのコロナウイルスに関して、より真剣に予防活動に努めていただくということが大切なことだと思っておりますし、町のほうでも、現在県のレベルでいきますとレベルの2ということになっておりまして、公共施設等の利用も一定の枠内での貸出しはしておりますが、これが現在も感染拡大が大変広がっていると、高止まりしているということを考えて、レベル等が引上げになった場合には、利用する上で不自由な状況も出てくるのかなと思っております。常にこの問題について注視を図りながら、感染拡大がないような、させないような方法を担当課のほうでも懸命に努力をしているところでもありますので、今後とも皆さん方のご協力をいただいて、一人でも感染者が出ないような体制づくりにしていきたいと、そのように思っております。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 最近新聞報道の公表もなくというふうに先ほど質問しましたけれども、最近上毛新聞等においても、1月過ぎぐらいからですか、このような公表がないのです。ただ、昨日なんかでも、館林保健所管内で80人ぐらいですか、感染者が出たというふうなことを聞いております。やはり地域住民につきましては、どこそで何人とかという形で知らせていただければ、また皆さんが注意するのではないかなと思うのですが、このことについては町はどのように考えているのか教えていただけますか。

○松村 潤議長 橋本健康福祉課長。

〔橋本恵子健康福祉課長登壇〕

○橋本恵子健康福祉課長 お答えいたします。

今どこそで何人というようなお話もありましたが、今の状況ではあまりにも人数が多過ぎて、

県で全てを瞬時に把握するというのが非常に難しい状況になっております。例えば館林保健所管内というふうな報道もされているかと思うのですが、人数だけであって、町村ごとの内訳というものについてもなかなか把握が難しい状況なので、邑楽町の中でどういう方がということの把握まで、県もその場でできていないというような、そういう状況になっておるので、なかなかどこそこというのが難しいので、本当に個人ごとに気をつけていただくということしかないかと思われ  
ます。

以上です。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 でも、その答えについては何か疑問なところがあります。今までは、各市町村なり行政区で、ある程度何人、何人ということが出てきたわけです。急にぱっというふうに消えてしまうというようなことはあり得ないかなと。地域の人たちについては、やっぱり新聞等々見て非常に注意しているのです。ですから、これをある程度やってもらえればよかったかなと。ですから、今ただそういうふうな理由であって、新聞等にも公表していないということでもありますから、それは町としても何とも言えないでしょうけれども、ぜひある程度地域住民のことを考えれば、やはり広報おうら等でも何でも結構ですから、メール等でもいいですから、そういうふうに知らせてもらえれば皆さんが安心するのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次、商工振興課長にお聞きします。昨年実施いたしました電子通貨を利用したプレミアム付商品券の販売は、当初は非常に動きが鈍かったというふうなことでありました。ただ、商工会の皆さんによって、努力で、発売から4か月ぐらいで完売したというふうな成果が上がっております。非常に好評であったと。もっとというふうな話も聞いておりました。その結果、その詳細を教へていただければと思ひます。商工振興課長、よろしくお願ひします。

○松村 潤議長 小林商工振興課長。

〔小林 隆商工振興課長登壇〕

○小林 隆商工振興課長 お答えいたします。

先ほど原議員からのご指摘のとおり、今回このプレミアム付商品券が大変ご好評でございました。なお、町内の86店舗の方々にご参加いただいて、約6か月間という短い期間で、約2億5,000万円もの地域通貨、コハクペイをご利用いただきました。利用者の方々、取扱店の皆様方とも、満足度の高い事業であったかと思われ  
ます。

なお、12月議会でも報告させていただきましたが、販売金額でございますが、その後変わりはありません。アプリタイプの販売金額が7,578万4,000円、アプリタイプに登録された方が約2万人ほどでございます。カードタイプの販売金額につきましては1億1,998万円、カードタイプの購入件数は出ておりませんが、1人当たり5万円が限度額でありますので、少なくとも2,400人以上の方々をご利用いただいたかと思われ  
ます。販売金額合計でございますけれども、1億9,576万

4,000円でございます。発行総額につきましては、プレミアム率25%を含めて、2億4,470万5,000円でございます。先ほど話が出ました昨年の令和3年12月の6日に完売をさせていただきました。

また、このコハクペイにつきましては、有効期限が来週の3月15日火曜日となっております。そういうことで、有効期限を過ぎますと利用できなくなってしまいますので、必ず使い切っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 非常に好評であったというふうに思っております。邑楽町は、比較的足利市の方なんかも多いのです。したがって、結構うらやましがられるというか、そういう声は聞きます。また、今年度もプレミアム付商品券を販売するということなのですが、どのぐらいの規模で、いつ頃から取り組むのか、町長にお聞きしたいと思います。先ほど言ったように、ここだけではなくて、意外と足利市の方、または千代田町の方等々もかなり邑楽町に買い物に来る方も多いので、そこら辺を考えてお知らせいただければと思います。お聞きします。よろしくお願いいたします。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 このプレミアム付商品券といいますか、これについては昨日の令和4年度の予算の中で担当のほうから説明を申し上げたかと思いますが、引き続き令和4年度も実施をしていきたい、そして議員の皆さんにご理解いただいて、予算の可決をお願いできればということをおっしゃるところでもあります。さてその通貨の予算ですが、総額で2億円、そしてプレミアム率25%ということで、合わせますと2億5,000万円の予算ということで今考えているところでもあります。

この販売期間ですが、当然予算の議決をいただくということが前提になりますが、5月の下旬ということで予定しております。使用期間については6月1日から令和5年の3月15日までということで予定をし、今担当のほうで準備を進めているところでもあります。

さて、特に具体的に足利市方面の皆さんが大変ご利用というようなお話もありましたが、これはあくまでも町民の皆さんからお預かりしたということの税の執行ということもあります。2億円はそれぞれの皆さんからお預かりするわけですが、25%については皆さんからお預かりしたその税といえますか、予算の中から行うわけでもございますので、当然のことではありますが、購入できる方については町民の皆様に限ると。そして、利用もそのお金を還元するというので、商工業の振興にもつなげたいということもありますので、町内の、先ほど86事業所の皆さんが参加をしていただいたという実績もあるわけでもありますので、そういうこと、1店舗でも多く協力をいただいて、地域の商業の振興につなげていければ、そして町民の皆さんのサービスに少しでも役立てればと、そういう考え方でございます。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 確かにそうですね。町の税金を使ってということなので、町民に限るというふうなことなのでしょうけれども、非常に、先ほど言ったように邑楽町が人口的には非常に少ないのですが、やはり邑楽町に来るお客さんというのが意外と見てみますと、足利市ですとか、千代田町だとか、館林市の人だとか意外と多いのです。ですから、ここにある程度商店ができていますが、結構皆さん活発に仕事しているのかなというふうに思いますので、つい私も町の予算にもかかわらず、そのような話をしてしまったのですが、そんなことでぜひ邑楽町をもっと商業地として活用できればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、邑楽町が子どもを育てやすい環境整備を重点施策と挙げて、保育利用の増加に対応するために、教育、保育の運営方法の研究を行うとありますが、どのように行うのか具体的にお聞きしていきたいと思います。よろしくお願ひします。

○松村 潤議長 久保田子ども支援課長。

[久保田 裕子ども支援課長登壇]

○久保田 裕子ども支援課長 お答えします。

教育、保育運営という部分に関しましては、今日の大賀議員の一般質問の中でも答弁させていただきましたが、やはり保育利用、教育利用という部分のバランスが昔と違って、保育利用の方が非常に増えてきているというところもあって、幼稚園の関係で大賀議員より質問を受けたような状況でありましたが、そこで答弁しましたように、今後園運営の在り方とか、統合とかというお話もいたしました。そういうところを十分研究した上で、今後そちらの運営をどうしていくか、園の在り方等を考えて、研究していきたいというところの答えとなりますので、よろしくお願ひいたします。

あと、子どもの施策といたしましてはいろいろございますが、今教育、保育の運営という部分のお話でありますので、答弁は以上のようにさせていただきます。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 今現在邑楽町においては、保育一体型の園が高島にあるわけですが、ほかの中野ですとか長柄地区においても保育一貫的な施設にするというふうな考えもぜひ持っていただきたいと思います。人口が減って、やはり各家庭で行くというというのが限られるかなと。それとなおかつ、例えば高島に住んでいて、子どもを預けるときに中野ですとか長柄とかという家庭もあるようです。ぜひそれはある程度高島なら高島、中野なら中野というような感じの保育ができれば、また親たちも仕事しやすいのではないかなと思いますので、ぜひそこら辺も考えていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、生活拠点整備事業で、邑楽町南中学の東の邑楽館林農業組合の販売所ができるわけですが、そのところの西側にバスロータリーを整備するというふうに計画がありました。ただ、そこが館林高崎間の高速バスが中止となっているというふうに聞いていますので、その用地をどのようにし

ていくのか、活用していくのか聞きたいと思います。よろしくをお願いします。

○松村 潤議長 橋本企画課長。

〔橋本光規企画課長登壇〕

○橋本光規企画課長 お答えいたします。

バスロータリーとして活用していく計画に変更はございません。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 それでは、ちょっと引き続きお伺いしますが、バスの駐車場というか、停留所にするわけですね。これを、そうしますとバスのターミナルというか、待合室等々造っていかなくてはならないかなと思うのですが、そこについてはどのように考えているのか教えてもらえますか。

○松村 潤議長 橋本企画課長。

〔橋本光規企画課長登壇〕

○橋本光規企画課長 お答えいたします。

現在南地区の生活拠点整備事業につきましては、都市建設課で所管して事業執行しております。その中で計画をされているものにつきましては、平面の駐車場の中に駐輪場、この上屋、そしてバスのいわゆる待合施設、館林市の市役所にベンチと、それからアクリル板で覆われた雨風がしのげる、そういった待合施設がございますけれども、それと同等なもの、これについて計画をしております。

以上でございます。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 そうしますと、この場所については長距離であってもバス停みたいに荷物を抱えてバスを待つというふうなことで、ある程度ベンチがあってゆっくりと座れるというか、雨風がしのげるような場所を造るというわけではないのですね。そういう予算も取っていないですか。どうでしょう。

○松村 潤議長 橋本企画課長。

〔橋本光規企画課長登壇〕

○橋本光規企画課長 お答えいたします。

現在予定をされておりますバスの停留所の待合施設についてでございますけれども、議員のおっしゃられている認識がちょっとどのようなものかについては私のほうでは分かりませんが、雨風がしのげる程度の上屋、構築物は予定をしておりますが、いわゆる建物、通常の例えば役場の庁舎のような建物であるとか、規模はいろいろありますけれども、いわゆるそういった通常の方がイメージするような建物と建築物ではございません。

以上でございます。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 では、分かりました。そうしますと、ある程度広い駐車場、車がいっぱい止められてというふうな感じですね。例えば太田市にあるステーションみたいな建物があって、駐車場があるというものではないわけですね。もっと簡易にということですね。分かりました。

それでは次に、重点施策にも挙げてあります健康、高齢者福祉の充実とあります。現在の健康福祉の管理運営の見直し等々について考えているのか、町長、お聞きしたいと思います。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 何といっても健康で毎日を過ごし、生活ができる状況でなくてはならないと私は思っております。そういうことを踏まえた中で、この4月1日から役場庁舎の機構改革を行います。その機構改革の中に、健康づくり課を新たに設置をして、町民の皆さんの健康づくりのみならず、健康維持、増進を図るための事業を取り組んでいくということになります。現在保健センターのほうで担当職員、一生懸命努めていただいておりますが、よりこの部分について、健康づくりに特化した形で、なお一層町民の皆さんへの要望活動、そして日々の日常生活の健康づくりに努めていただくように指導体制を整えていくということでこれから進めていきたいと、こんなふうに思っております。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 それでは、また引き続きお伺いしますが、健康づくり課というふうなものを設置するわけですが、この課については老人福祉施設等々についての担当になるのかどうか聞きたいと思っております。お願いします。

○松村 潤議長 半田副町長。

〔半田康幸副町長登壇〕

○半田康幸副町長 機構改革の案の中では、老人介護等の部分については、引き続き現在の健康福祉課の後継になります福祉介護課が担当するということになっており、健康づくり課の所管ではございません。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 そういうふうになりますと、老人福祉施設については、今までどおり健康福祉課が担当するというふうなことです。

そうしましたら、ここでまたお聞きしたいのですが、今の老人福祉施設、寿荘ですね、これをもっと利用できる年齢を広げて、健康の大切さや健康づくり、健康維持の普及に取り組むべきと私は思うのです。体力増進、健康維持の施設としてやはり活用するというふうなことを思うのですが、町長、この件についてはいかがでしょうか。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 今は、老人福祉施設とは申し上げていないのですが、社会福祉施設としての寿荘のお尋ねです。この寿荘については、今町の社会福祉協議会のほうに指定管理という形でお願いをして、運営をしているところでもあります。しかしその運営もこの寿荘を利用する皆さん方がそれぞれ団体等を作る中で、具体的にはちょっと一に申し上げたいと思いますが、このカラオケということであれば、これが指定管理者でも金額が30万円超えた場合は、町のほうでそれを用意しなくてはならないという取決めもありますので、例えばカラオケ等のセットということになれば、当然入替えですとか、あるいはトイレも大変利便性が悪いといいますが、和式になっていますので、これを洋式化したり、あるいは浴槽についても、これらについて十分改善を図っていくということになります。

したがって、この施設が高齢者の皆さんに有効に、そして本当に活用が和気あいあいの中で利用していただければ、それが一番いいことだと思っております。たまたまこのコロナの問題があって、密になることは、これは控えなくてはならない状況ではありますが、この状況が一日も早く改善された暁には、まさに高齢者の皆さんのみならず、利用する皆さんが、先ほど地域連携という話がありましたが、お互いに助け合いながら、そしてお互いに協力し合いながらやっていくという、いわゆる充実したコミュニティーづくりになっていけばよろしいのではないかなというふうに思っております。これについては社会福祉協議会のほうにも十分指導についてお願いをしていきたいと、このように思っております。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 この施設については、私も度々施設自体が耐用年数が過ぎています。それとか、あの用地をもっと広々使ったらどうかというふうなことで、再三私も一般質問しております。非常にあそこを頼りにしているご老人というか、高齢者がいるわけです。ですから、もっと老人ということではなくて、もっと町民の健康を広めたい、健康を維持させたいという考え方で、もっとあの施設を違った方向で持っていくべきではないかなというふうに思うのです。あそこは特に運動場もあり、公園もあり、非常にそういう心身ともに活性化できる場所でもあります。また、北地区については主な施設というか、ありませんので、そういう形で高島地区も活性化させるということが必要ではないかなというふうに思いますので、ぜひそこら辺についても、やはりある程度財政調整基金ですとか、そういったものを使いながら、もっと活性化していただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ぜひこれこそが町民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしと、最後まで続けられるというふうに思ひて、皆さん利用しているのではないかなと。ですから、コロナ前とコロナ後、今現在ですと、正直言ひまして60%ぐらいの利用者、またお風呂しかやっていないということで、ほとんどの方が忘れられそうになっている施設なのです。ですから、このままの状態であれば、あの施設が本当に



コロナが回復した後でも元の利用者の数が満たないのではないかなと思いますので、ぜひそこら辺も考えて、これからの施設の改善等々考えていただければと思います。このことについて、町長どのように思いますか。よろしくお願いします。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 この寿荘もたしか平成26年だったと思いますが、いわゆる耐震診断の二次診断も行いまして、十分、老朽化はしておりますけれども、それに耐え得る施設ということになっています。加えて、あの地はヤングプラザですとか、この北側に広い公園もありますので、そういうことを一体的に利用する、利用価値を高めていくということになれば、自然と多くの皆さんに利用していただけるのではないかと。

したがって、寿荘についても今職員一生懸命取り組んでおりますので、そういったことを期待して、何といたってもこのコロナの一日も早い収束を願うばかりでもありますが、議員の言われますように多くの皆さんが利用して、まさに話合いの場を多くつくっていくということに、求められているというふうに思っておりますので、町としても社会福祉協議会とともにできるだけの応援はしていきたいと、このように思っております。

○松村 潤議長 9番、原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 私がいつも言うように、この場所については老人施設もそうですし、松本公園、またいろいろとそういう施設が整っているし、比較的集まりやすい場所です。そういうことですから、ぜひここを、人がいなくなってしまったからとか、利用しなくなってしまったからなくすのだというのではなくて、やはりこれも北地区の中心として整備をしていただければというふうに思いますので、ぜひこの件についてもよろしくお願ひしたいと思っています。

また、今度は災害についてあれなのですが、災害に備えた危機管理体制の強化、これはいいのですが、ここ2年ほど大きな災害がありません。水も出ませんし、そういう風水害もないのですが、今年あたりは大きな台風が来るのではないかなというふうに、私自身そのように思います。

そこで聞きたいのですが、以前も私一般質問していますが、藤川の排水路の整備が今年度も予算が一銭も取っていないのです。藤川をあそこを愛する会というのですか、にちょっと予算をつけているだけで、町としては予算取っていないのです。ですから、今年は排水路の中のしゅんせつ、整備等々だけでも結構ですから、やっていただければ、あの川がもうちょっと流れがよくなって、いいのではないかなと思います。実際今のところ、あそこに川中にかなり泥がたまってまして、潤沢に水が流れていないのです。確かにここは町の排水路だということでそのままになっているのでしょうけれども、将来的には矢場川の一部の河川が邑楽町に入ってきていると思うのですが、そこも県のほうから町が買って整備してくれというふうな話が出てきていると思うのです。ですから、そこを重ねて、やはりこの川をもっと流れのいい、魚がいっぱい来るような川にしていいただければ

というふうに思いますが、町長いかがなものでしょうか。

○松村 潤議長 金子町長。

残り時間が少なくなりましたので、簡潔に答弁をお願いします。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 石打大排水路については、以前もご意見をいただきました。その後その排水路がどのような状況かということで、越水はもちろん、氾濫をしたという経緯はなかったわけですが、あれがたしか四祀開様の北側、排水機場もありましたが、この運用もしたがって実施していない、排水機場は動いていないという状況でもあります。

しかし、矢場川についてのお尋ねもありましたが、今県のほうと協議の上、私は県のほうできちっとした整備を立てて、整備した暁に協議をしましょうということに考えております。そこが整備されれば、勾配はあまりないかと思いますが、私は排水は十分可能かなというふうに思っておりますので、そういった上部機関との関係も十分協議をしていく中で、心配されるようなことがないよう努めていきたいと、このように思っております。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 確かにそうですね。あそこの川は勾配がなくて、非常に流れが穏やかというか、また玉取様ですか、あそこに奥行きますと、本当に木が覆いかぶさるといふか、下が全然もうしゅんせつも何もしていませんから、かなり泥が堆積しているといふか、そういうふうな場面が見えますので、ぜひ早々に県と話をしてもらって、あそこを補助金をもらってやはり整備ができるような川にしていだければというふうに思います。我々は、あくまでも川という認識でいますので、やはり排水路ではないのだというふうな考え方でいますので、あそこもぜひ整備していただければと思います。

また、先ほど私も言ったように、2年ほど前はやはり大雨があつて、稲が本当に5センチぐらいしか出なかったという状態が2日ぐらい続いたのです。以前は1週間ぐらい続いていたわけですから、2日ぐらいですからというふうに思ったのですが、まだまだそういう可能性があるのと、あそここの稲が全滅してしまうというふうなことで、農家の方も大変だと思いますので、ぜひぜひよろしくお願ひしたいと思います。

今年度も大きな流れもなく、堅実な予算になっているというものです。

○松村 潤議長 原議員に申し上げます。時間になりましたので。

○9番 原 義裕議員 ぜひコロナ感染にまだまだありますが、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○松村 潤議長 以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日の会議は以上にとどめ、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定しました。

なお、明日10日は午前10時より会議を開き、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

〔午後 4時45分 散会〕